

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

3番、酒井右一君より、欠席の届け出がありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくことにいたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせします。

よろしく願いいたします。

順番に発言を許可します。

1番、佐藤孝義君の一般質問を許可します。

1番、佐藤孝義郎君。

〔1番 佐藤孝義君 登壇〕

○1番（佐藤孝義君） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、町長、この度の町長選挙で当選され、ご就任されたこと、大変おめでとうございます。

それでは、早速、質問に入りたいというふうに思います。

一つ目はですね、新町長になられての、今度はもう、行政経験は十分積まれた町長でございます。その点は皆さん、ご存じであるというふうに思いますが、今度は町長という立場で、初めて町政を担われるわけでございますので、町長の、新町長の政治信条と、これから町政をどんな信念を持って取り組まれるかということをお尋ねしたいというふうに思います。こ

の点については、所信表明演説、それから昨日の一般質問の皆さんの答えで十分理解しているつもりでございますが、一応、通告してありますので改めてお尋ねしたいというふうに思います。

二つ目は選挙中に、公約の中で町長が訴えていたことですが、町長の職務として、これはすぐにもできそうで、なかなか今まで、町長も言われてきたことなんです、あまり実行できてなかった点だというふうに思いますので、次の2点について伺いたいというふうに思います。

一つ目は、集落座談会についてであります、町長は毎年、当初予算編成の前に、予算に反映できるように実施したいとおっしゃっていましたが、高齢化が進み、集落間でも格差が生じている現状から、各集落単位での座談会は絶対必要であると私も考えております。その際に、課長・副課長等の同行が必須ではないかというふうにも思いますので、町長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

二つ目は、町長は、町内全ての産業の魅力を伝えるために、積極的なトップセールスをするということを言っておられました。私も、今の只見町には今一番欠けていることだというふうに思っております。そのためにはですね、一日も早く、信頼できる副町長を配置して、町長が安心して町外でトップセールスができる体制を整えることが重要だと考えていますが、町長の考えをお聞きしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 改めまして、おはようございます。

それでは、1番、佐藤孝義議員のご質問にお答えいたします。

まず、私がどのような信念で町政に取り組むのかについてであります、町長就任にあたっての所信表明で申し上げましたとおり、政治信条ということでございますが、政策目標は只見町の将来に向かって行動するまちづくりが根幹であります。住みよい、安心して住める、関係人口を増やす、こどもが幸せ、みんなに役割があり活躍できる、盛沢山に書いてありますけども、こういったまちづくり、体制づくりに取り組んでまいります。

次に、集落座談会の実施についてであります。佐藤議員のご提言のとおり、町民の皆様のご意見を伺い町政へ反映させることは大変重要であります。しかしながら現在は新型コロナウイルス感染症の流行が拡大していることから、来年度に向けての中では課長等の出席を前

提に検討して、そのように取り計らうようにしていきたいというふうに思います。

次に、積極的なトップセールスの展開に向け、副町長配置などの体制づくりのご提言であります。佐藤議員お質しのとおり、副町長につきましては、しかるべき時期にご提案したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 1 番、佐藤孝義君。

○1 番（佐藤孝義君） ありがとうございます。

それでは再質問をさせていただきたいなというふうに思います。

政治信条。これはもう、十分理解してますので、省きまして、集落座散会の件でございますが、町長は退職されて3年あまり、社会福祉協議会の事務局長として、随分、集落回られたんじゃないかなというふうには思います。良かったなというふうに思います。本当に今、集落で格差が生じて、同じ集落であっても、ちっちゃい集落、でっかい集落、奥まった集落、比較的人口の多いまとまった集落とありますので、なかなかその、集落ごとの悩みが町内には蔓延しているというふうに思っております。これ、前の町長の時も、住民との対話をというふうな話でなられたわけですが、結局、あまり実現されていなかったというか、町民の声、やっぱり、本当に聴いていたのかなというふうに私も思っておりました。幸い、今度の町長は、社協という立場で、結構、町内、また選挙の時も回られたと思います。事情よくわかっていらっしゃると思いますが、これはやはり、年、一刻、町の状態変わりますので、これはやっぱりあの、予算編成前でなくても、暇な時期もあると思いますけども、そういう時を利用して常に各集落に入られて、町の現状をよく把握されて、それを町の町政に活かすというのが基本だと思いますので、それを是非やっていただきたいなというふうに思います。その時にですね、やはりあの、課長、課長・副課長ぐらいまでの人と一緒にですね、回ってもらわないと、実際、仕事されるのは、これ、課長だと思うんですよ。だからやっぱり課長の人達も、やはり集落に常に入って、まあ、これだけの小っちゃい町ですから、そう負担のかからない程度で良いと思いますので、とにかく年に1回・2回は必ず集落座談会をやってもらうというほうが良いと思います。やっぱりセンターでまとまって3箇所でもですね、やはり、まあ、我々議会で報告会やりますけども、やはり集まってくれる人間、町民というのは限られてます。まあ、同じ、いつものメンバーみたいな感じだと思うんですよ。で、区長会やっても、区長様は来るけども、本当の末端の住民の意見が吸い上げられるかという

ことになりますと、やっぱりなかなか難しいと思うんです。我々も議員として、自分の地区の集落はなるべく回るようにはしているんですけど、やはり仕事を持ってやっていますので、なかなか忙しい。なんだお前、選挙の時だけはあいさつに来て、来ないんじゃないかという意見も相当もらっております。なかなか、そういうことできないんですけども、やはり実際に自分で集落に入らないと、その本当の、その集落の状態がわからないと思うんです。ですからまあ、町長はこれからほら、次に言いますけど、トップセールスに出られるということなんで、やはり、課長さんがね、中心となって、政策立案していかなくちゃいけないわけですから、もう、課長さんをフルに使って、使ってといたらおかしいですけども、お願いしてですね、町、うまく調整、役割分担を調整して、ある程度任せるところは課長に任せるといようなスタイルで、完全にやってもらったほうが良いんじゃないかなというふうに思ったものですから、是非あの、課長、課長都合悪い時は副課長でもいいでしょうけど、やはり、実際、もう、今ここに座ってらっしゃる人、みんな、優秀な人ばかりだと思うんですよ。仕事できる人ばかりだと思うんですよ。それを、力を発揮できるような、課長・副課長がね、自分の力を発揮できるような体制をこれからとっていただきたいなというふうに思うわけです。それで、これについてはそんなにね、お金かかることでもないし、時間をみつけてやればいいことですから、これはもう、必ず実施していただきたいなというふうに思います。これは強くお願いしておきたいと思います。町長、まあ、いろいろ考えられると思うんで、これ、一つ、ご返答願いたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 今ほど議員からおっしゃっていただいたこと、とても大切なことだというふうに受け止めさせていただきました。勿論あの、各振興センターでやられる会合、説明会、報告会等も大切だと、大切な機会だと思っておりますが、必ずしも距離的な問題とか、移動手段お持ちでない方もいらっしゃって、多くの方の声を聴きたいと思いつつも、様々な事情で振興センターで開催の場合もあると思っておりますが、その必要性は感じつつも、やはり集落でやるということは、より広く声を聴くことができますから、大事だなというふうに受け止めております。その時には、やはりあの、おっしゃるとおり、町長が実務できるわけはありません。本当に。ですから、その考え方とか、方針とか、方向性を決定する立場だと思っております。そして、議会の皆様にその辺のご説明をする立場だと思っておりますので、やはり課長もしくは副課長が同行してまいって、そういった具体的なお話を聴かせていただ

くということは大切なことだと思いますので、そういった形で集落座談会を開催させていただきたいというふうに思っております。

それからあの、やはり職員もそれぞれ、日々、研鑽、勉強しておりますし、それぞれの思い、仕事に対する取り組みの意欲とか、様々なもの持っております。そういった時にやはり、町長と課長、職員との意思疎通が大事だと思いますので、私は率直な意見交換して、町長が言うからイエスって言うしかないじゃなくて、いや、場合によっては、こうこう、こういうことだから、ということで、その意見を言いやすい雰囲気といいますか、相互に意見交換できるような職員との関係も築いていきたいというふうに思います。そして、その声には素直に耳を傾けて、最終的には私の責任で議会の皆様に政策として提案させていただくという流れにはございますが、今、佐藤議員おっしゃった姿勢、考え方で、この後、町政運営の舵取りをさせていただきたいと思いますので、改めてよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） ありがとうございます。

今おっしゃっていただきました。本当に、町政を前に進めるということは、やはり町長一人では無理だし、これは当然、課長さん達にもお願いしなくちゃいけないことなんです、やはり、皆さん、みんな思いは一緒でございますので、ひとつあの、自治を、町内の自治を取り組む、我々議会も、議員も、一般質問、皆さん、それぞれされますけども、やはりそれは、自分の気持ち、自分の支持者に言われたことをここで言うと、そういうばかりじゃございませんから、それにまったく反対の意見を持った人だっているわけです。だから、やっぱり、広く広く、住民の意見を吸い上げるということは、これ、一番大事なことですし、皆さん、有能な方ですから、それをどう解決するかということが政策になってくるわけですから、ひとつ、課長さん方も、これからあんまり、町長にそんな気使わないで、言いたいことはいう、やりたいことはやっていただきたいと。今、町長もそういう考えだということを確認しましたので、自信を持ってですね、町政に取り組んでいただきたいなというふうに思います。まあ、この件については、それでよろしいです。それをお願いしておきたいというふうに思います。

次、トップセールスの件でございます。昨日の皆さんの一般質問の答弁も聞いておりました、やる気だなというふうに、私も受け止めました。そこでですね、やはり、トップセールス、自分で出るということになりますと、やはり、副町長置かないと、安心して町離れられ

ないというあれもあると思いますけど、総務課長はじめ、課長さんいらっしゃるんですが、やはりあの、早急というかね、3月議会ぐらいまでには、副町長をつくったほうが良いんじゃないかなというふうに私も思っておりますので、それについては考えていらっしゃるということで安心しましたが、どういう人選をされるのか、それはわかりませんが、是非あの、早く、一日も早くつくっていただきたいなというふうに思います。そうでないと、やはり、町政が一步前進、二歩前進できないんじゃないかなというふうに思いますので、それだけです。今回はあの、提案も、政策のやりとりも、するつもりはなかったんです。初めてですし、だから私の思いを課長さん、町長さんにわかっていただきたいなというふうに思います。昨日までの私の意見ですけど、順調な滑り出しかなというふうに私も捉えておりますので、私ら議員も応援しますので、とにかくまあ、町長と課長さん、一緒になって、町のためをお願いしたいというふうに、それだけ今日は言いたかったということでございますのでご理解いただきたいなというふうに思います。

最後に、町長、もう一度、そうしていただきたいなという私の気持ちにお答えをいただいて終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 私が就任間もないということでありまして、そういった体制づくりであるとか、職員との関係とか、そういったことでいろいろご心配・ご指導をいただいたご質問だなというふうに思っております。おっしゃるように、副町長は大切な職でありますし、その副町長職がないと、なかなかトップセールスといっても、そういった場には出かけにくいということになってしまいますので、先ほども申し上げましたが、しかるべき時期にはご提案させていただきたいと思っておりますので、その折にはよろしくお願い申し上げます。

あとは、産業の魅力を伝えるトップセールスということで、公約で言わせていただきましたが、私は様々な、昨日の一般質問の中でもお答えしましたが、様々な課題についても、やはりあの、事前にもう、解決できるものは、たぶん解決されているはずですから、やはり、トップセールスというところにくるのは、営業的な部分もありますけど、課題もそれなりに難しいからトップセールスまで上がってくるんだろうと思っておりますので、そういった課題につきましては、やはり真正面からまずいくのが王道かなというふうに思っております。そして、その必ずしもうまくいくものばかりではないと。こんな就任間もなく言う言葉には

相応しくないかもしれませんが、それだけ困難もある課題もあると思っております。ですが、そこからやはり逃げたくはないと思っておりますので、それは、その結果、途中経過は、勿論あの、課長職おりますので、内部で十分検討したうえで、やはり途中経過であっても議会の皆様に、常任委員会になるのか、どういった形になるのかわかりませんが、全員協議会になるのかもしれませんが、やはり適宜、ご報告させていただいて、併せてご意見をいただいて、そしてさらにまた再チャレンジするとか、そういう流れを大切にしていきたいというふうに思っております。職員も本当に、私が言うのもなんですが、優秀な職員でありますし、一生懸命やるという意欲にも満ちているというふうに私思っております。あとは、私がやはり、職員との意思疎通、職員の声をちゃんと聴く態度があるかということが今度問われてきているというふうに思いますので、議員おっしゃるお話・ご提言をしっかりと受け止めて、良い町づくりができるように努めてまいりますので、引き続きご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） ありがとうございます。

良い話聞かせていただきました。そのとおりに頑張ってやっていただきたいというふうに思います。課長さん方にも、よろしくお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

これで、1番、佐藤孝義君の一般質問は終了しました。

続いて、8番、山岸国夫君の一般質問を許可します。

8番、山岸国夫君。

〔8番 山岸国夫君 登壇〕

○8番（山岸国夫君） 8番、山岸国夫です。

一般質問通告に基づきまして一般質問を行います。

2点です。

最初の1点目の質問事項は、介護保険制度の保険料軽減対策についてです。令和3年度から3年間の第8期介護保険事業計画が策定されますが、介護保険料については、基準額で第2期、平成15年から17年度の3年間ですが、月額2,943円、年額にしますと3万5,316円から、現在の第7期、平成30年から令和2年度、この3年間では月額5,900円、年額7万800円と、約2倍になっております。国民健康保険税や後期高齢者医療保険料も引き上げられてきており、町民の生活はますます大変になってきていると感じておりま

す。第8期介護保険事業計画の介護保険料については、町民にさらなる負担を強いることのないよう、負担軽減策をとることを提案しますが、町長の考えを伺います。

二つ目は、少子化対策・子育て支援策についてです。少子化対策・子育て支援策については、現状を踏まえ、今後どのように進めるのか、町長の考えを伺います。

以上、2点であります。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 8番、山岸国夫議員のご質問にお答えいたします。

高齢者の介護を社会全体で支援する仕組みである介護保険制度は、平成12年に創設されてから20年が経過いたしますが、その間、人口減少や少子高齢化が進み介護保険制度の重要性がますます高まっていると認識しております。ご質問のとおり、介護保険料については、基準額において第2期と比較して現在の第7期では月額2,957円増の5,900円となっております。これは介護保険制度の理解が進むとともに介護サービス全般の利用が増えてきたことや、認知症の方が共同生活するグループホーム、施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ利用できる小規模多機能型居宅介護施設、ユニット型の介護老人福祉施設などを整備し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようサービスを提供してきたことによるものと考えております。給付と負担の関係が明確である社会保険制度においては、サービス量が増大することにより保険料が上昇する仕組みになっております。今後、介護保険料の上昇を抑えるためには、まず、高齢者が要支援・要介護状態となることなく、できる限り健康を保持していくことが重要と考えております。そのためには地域包括支援センターを中心に、要支援・要介護状態となる可能性が高いと考えられる高齢者の実態把握や生活機能などの向上に向けた介護予防事業を推進してまいります。なお、次期計画となる第8期介護保険計画の策定に着手しており、その中で介護保険料の検討も行っております。高齢者の所得は公的年金が中心であることから、介護保険料の水準が過重なものとならないよう配慮し、所得段階に応じた介護保険料を設定することで低所得者への負担軽減となるよう、所得段階を9段階に分けた介護保険料を設定しております。また、介護給付費準備基金を有効に活用しながら介護保険料の軽減に努めてまいります。

次に、町の少子化対策については9番議員にお答えしたとおりでございますが、子育て支

援策として、子宝祝金の支給、保育料の無償化など子育てに対する経済的支援のほかに、妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する子育て世代包括支援センターを保健福祉センター内に設置しております。また、子育て中や、これから出産される方の集いの場として、保健福祉センターの保健室を週3日開放しています。さらに遊びの教室やすくすく広場を月1回程度開催し、親子の触れ合い遊びの提供や離乳食の作り方など、親子で参加できる行事を行っています。今後は自然から学び、遊ぶ活動を通じた、たくましく育てる視点を加え、生きる力を育む取り組みを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） それでは再質問させていただきます。

最初の、介護保険税の保険料軽減について、最初に再質問を行わせていただきます。

今答弁のありました、冒頭のところの高齢者の介護、社会全体で支援する仕組みである介護保険制度云々。それと、真ん中ぐらいから、給付と負担の関係が明確である社会保険制度においては、というふうに文言、回答ありますが、これは、国の方針の言葉そのものなのか。町の基本的な考え方なのか。まず、その考え方について伺いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 今、町長のほうから答弁いただきました部分でございます。

これにつきましては、国の方針でもございますし、町も基本的にこういった考えで社会保険制度として取り組んでいるというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） ここがあの、私は認識が一番違うなと思っています。というのは、この部分から読み取れるのは、新しく3ヶ月前に首相になった菅さん、自助・共助・公助だと。自助が一番最初にきます。その次、共助です。国の役割は一番最後です。ですから、この考え方だと、自助・共助。お互いに国民や町民がそれぞれ助け合いなさいと。じゃあ、公助はどうなるんですかと。私は社会保障制度は国が責任を持って充実させていく。これが最大の社会保障制度の問題だと思います。ですから、自助・共助がずっとこの間、この介護保険制度導入からも含めて、後期高齢者医療制度も、国民健康保険制度もそうでありますように、

自助・共助が優先されております。結局、その中身は何かというと、国は金を出さない。どんどんどんどん、必要額に応じて必要なお金は出さないで頭打ちにする。これを公助という言葉の中で住民にしわ寄せしている。これが全体の今、社会保障制度の根本の問題であります。自助・公助では私は解決できない。ですから、国民健康保険税の軽減策のところでも何度もこの場で申し上げてますように、全国知事会や全国町村会、市長会も、国に1兆円のお金を出してくれという要望を4・5年前から出してきている。これは自助・共助では、もう成り立たないところまできているんだというのが日本全体の置かれている状況だと思います。国はこういう態度でありますけれども、町が、やはりこの社会保障制度、福祉政策について、公的な役割、どう果たしていくのかということが今求められていると思います。その町が福祉制度に対して責任を持つ。町民の福祉、健康を守る。そのうえで必要なお金を町が出すというふうになると思うんです。私はそういう立場から、この介護保険料の第8期の軽減策の質問をしております。だから、そういう意味では、国の制度、町の基本的な考え方、自助・共助のままでいいのかというのが私は残念でありますけれども、再度、町長に伺います。この制度に、私はやはり公助というものが福祉政策にないと、この介護保険料の軽減策にも対策が進まないんじゃないかというふうに思っているんですが、そういう点ではこの考え方のところは町長はどんなふうに考えていますでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 今ほど、議員から再度、お質しをいただきました。先ほども申し上げましたが、過去には介護というのはご家庭の奥様であったり、お嫁さんであったりという時代が長く続きまして、平成12年度から介護保険制度、社会で支えましょうということですから、そういった中で考え方では公的な考え方があったと、続いていると、考え方としてはあるというふうに思っております。先ほど申し上げましたが、そういった中で介護サービスについての、施設やサービス内容が充実してきて、また、高齢化が進んでご利用される方が増えてきた。そうすれば当然に給付費も増えてくるという流れになってきます。国のほうでもそこに、一定の国税を投入しておりますが、今回のコロナ過の対策もあって、国の借金は1,200兆円というふうに言われてまして、もうGDPの2.4倍から2.5倍というふうに言われてます。そして、医療・介護・年金関連の社会保障費も関連経費含めて100兆円を超えているという実態で、国としては財源が極めて厳しいということを常々報道されています。ですから、全国町村会等を含めまして、様々な市長会、関係団体等ではそういった財源

確保対策の議長会、議員大会等々も同様かと思いますが、そういった財源確保の要望はそれぞれの団体等でされておりますが、なかなかそれが地方が要望するような額に達していないというのが実情かと思っておりますので、考え方としては、私としては、議員おっしゃることわかるつもりですが、やはり、町としても、その財源確保ができない中では、なかなか、今はこういった公的介護保険制度の中で、ちゃんと制度としてなってますので、料率も決まっていますので、その料率を変えて町独自に何かできるかといいますと、やはりあの、介護給付費の準備基金を有効に活用して、議会のご理解をいただいて、一定額を取り崩して、少しでも軽減を図るところでありますので、やはりあの、大切な課題ではあります、町としてもこれからも議会の皆様と共に、あらゆる団体等を通じて、国のほうに財源確保を要望していくと。そういったことがまずは大事ななというふうに思っております。おっしゃる趣旨としてはわかるつもりでございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） これあの、国の制度上の問題からきているところが最大でありますけれども、今の町長の答弁の最後のところの、町独自の介護給付費準備基金の活用というの出されてます。最初の答弁でもその面が出されておりましたけれども。で、第7期計画。現在の計画ですね。これから遡って、第6期・第5期・第4期と、第2期・第1期といくわけですが、この3年間の中での介護給付費準備基金。これがどのように活用してきたのか。わかる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 今ほど、介護保険給付費の、準備基金の経緯のお話しでございます。現在のこの準備基金となりましたのが平成17年から積立といいますか、運用を始めてございまして、第3期、平成20年度末において1,600万余の残高がございました。で、第4期におきまして、3年間でまた積み増しをさせていただいて、平成23年度末において6,100万円余の残高がございました。で、第5期におきまして、逆に今度、取り崩しをさせていただいております。3年間において2,400万円ほどの取り崩しをさせていただいて、26年度末で3,700万円ほど。で、第6期の3年間でも516万円ですか、取り崩しをさせていただいて、3,200万円ほどの残高となっております。第7期中、2年過ぎてございまして、この間に、逆に今回、今度、2,400万ほど積み増しをさせていただいて、昨年度末の残高が5,759万7,000円ほどとなっております。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうしますと、これ、計画は、介護保険計画は3年間です。で、3年間の需要見込みで介護保険料決めるということになってきてて、それぞれの、結局、計画よりも利用者数が少ない場合は積み立てができると。で、多くなれば、計画よりも使う方が多くなれば取り崩しを行って調整すると。そういうこの、第3期から第7期の間の計画のこの基金の在り方というのは、そういう理解でよろしいですか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 今、お質しのおりとなります。介護保険計画を策定する段階で、基金の活用をさせていただく。基金を取り崩させていただくという計画を立てて保険料を算定する場合もございます。その中で3年間運営していった中で、最終的に剰余金が出た場合には積立をさせていただくと。で、計画よりも給付が増えたという場合には取り崩しをさせて、その計画上の取り崩しをさせていただくというようなことで基金はこれまでも活用させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸邦夫君。

○8番（山岸国夫君） そうすると、第7期の時には、この現在の、今年で3年目ですけども、この介護保険料を決める時に、基金の取り崩しを前提として保険料を決めた中身になっているのでしょうか。4年前、3年前か。その時には、既に、先ほども最初の質問で申し上げましたように、もう、第2期から第7期という中で、2倍に保険料は、もう引き上がってきているという状況の下で、そういう基金の活用の仕方含めて検討されたんですか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 第7期の計画の中でも、一応、3,000万円を取り崩して充てるという計画にはなってございました。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうするとこの、先ほどの回答の中での、所得段階、9段階に分けた介護保険料とありますが、これは第8期を9段階に分けると。ちょっと、資料、今日持ってこなかったんで、第7期の所得段階の分け方はいくつなのか。これは8期が9段階に分けるということなのか。それと同時にですね、低所得者の軽減対策としては、消費税10パーセントになったときに、5割軽減から3割軽減、改めて導入になりました。そういう意味では、基準額から7割・5割・3割というのも、これ継続して低所得者の軽減対策を検討している

のかどうか。それも含めてお答えをお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 保険料の段階でございますが、第7期についても同様に9段階ということで設定をしてございます。その後の消費税増税に伴うさらなる軽減については令和2年度、今年度までは議会で承認いただいて予算執行しているわけでございますが、3年度からの部分については、まだ国のほうの方針も示されておきませんので、現状では未定ということをご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） かなり苦勞されながら計画策定しているというふうに思いますが、やはりこの第2期から第7期、約20年間。この中でやはり、介護保険料が2倍になってきている。そしてまた後期高齢者の医療費も、今、国では収入200万以上の人を2割負担にしようというような流れも出ています。これが益々ですね、この負担料が増えれば、答弁にもありますように、年金生活者が多いわけですから、年金所得者の可処分所得は益々減っていく。生活が苦しくなるというのが現状だと思います。そういう点では、段々、お金の面では先行きが暗くなる話ばかりでありますので、そういう点ではこれからの介護保険料算定になっていくというふうに思いますが、そういう点ではこの、是非ともですね、介護給付費準備基金の有効活用。それと同時に、やっぱり一般財源からも繰入をして、この軽減策を図る。あるいは一般財源から繰入をして、この介護給付費準備基金にもっと積み立てて、軽減措置もとれるような方向もとっていただきたいと思いますと思うんですが、そういう検討はいかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 準備基金の有効活用につきましては、今後も検討させていただいて、できる限りの軽減に充てていきたいというふうには考えてございます。ただ、一般財源からの、一般会計からの積み増しという部分については、それは認められておらないと。基本的に剰余金の積立ということが基本になってございます。介護保険制度の中では、仮にあの、給付費が急に増大になって赤字になるという場合においても、財政安定化基金というものが県単位で創設されておきまして、そこから無利子でお借りをして給付費を賄うと。それについては次期計画の中で償還をしていくという形、制度になってございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今の答弁の中で、一般会計からの繰入、認められていないという答弁でした。ここは私は認識は違っております。たぶん、厚労省の、これ、指導の文書の中身で言われているというふうに思うんですが、これあの、そういう理解でよろしいですか。厚労省の指導の文書ということで。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） そうですね。国からの指導ということでございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） これは、厚労省の指導の文書があるというのは私も存じております。だけど、これは、法的拘束力を持ってません。あくまでも指導・助言です。という意味では、これは言うことをきかなくても、町独自でやっても、できるということだと思います。そういう意味では、国の圧力に屈しないで、町民の健康と生活守っていくという立場で、それは毅然とした態度で町政運営をしていくことが、ここでの対応の仕方だというふうに私は思っておりますので、是非そういう毅然とした立場を持って取り組んでいただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 介護給付費準備基金の有効活用と併せて、一般財源からの繰入というお話ですが、今ほど保健福祉課長申したとおり、厚労省のそういった基準、基準といいますか指導があるという答弁をし、その指導そのものは山岸議員もご理解いただいたものというふうに思っております。過去には、国民健康保険の時代には、そういった中で国民健康保険税、毎年6月の議会だったと記憶してますが、そういった中で一般財源からいろいろ、議会と協議、審議をしたうえで、国民健康保険税を軽減したという時代は過去にはありました。ですが、今はあの、介護保険制度の話であって、且つ、そういった国からの指導があるわけですので、勿論あの、負担を、過度の負担を強いることのないように、被保険者の皆様、町民の皆様が保険料が軽減されることを、そのほうが良いということは勿論思っておりますが、やはりあの、制度であるとか、そういった通知・ルール・指導に則ってやっていくべきものというふうに私は基本的に思っておりますので、そのようなご意見としては承りましたが、やはりそういった指導等があるからにおきましては、やはりそれを順守して行政を執行していくべきであろうというふうに私は思っております。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今、答弁いただきましたが、私は先ほど言ったように、やっぱり国の、あくまでもこれは指導でありますので、そういう点では再度、国の圧力に屈しないで、町民の健康・生活守るために頑張ってもらいたいというのを申し上げて、次の問題に入りたいと思います。

少子化対策、子育て支援の問題で、町長も新しくなられましたので、私は最初申し上げましたように、現状を踏まえ、今後どのように進めるのかという点での今後の方向性を伺う質問でした。で、まだ就任後間もないということもあるでしょうが、この間ですね、11月に、議会としての町民との懇談会も行いました。この中では、特に子育ての関係では小児科がほしいという要望も出されました。子供さんは、やはり、いつ、熱を出したり、病状が悪化するかわからないという状況で、多くのやはりご父兄の負担も大変だろうというふうに思います。そういう点ではやはり、この医師の、今、常勤が二人。で、特にこの只見の医療過疎といえますか、という中では産婦人科も若松まで行かなければいけないというような状況で、子供さん出産するにも大変な思いをして、しなくちゃいけない。で、子育ても大変な思いでしなくちゃいけないというのが、やはり実際の小さなお子さんを育てている中の実感だというふうに思います。そういう点ではこの間の様々な、妊婦さんへの支援体制などいろいろありますけれども、町のインターネットを見ましても、その子育てに対する、保健師さんのアップした中身だと思うんですが、かなり親切に、この部分についてはインターネットにアップされております。子育ての仕方と言いますかね。小さいお子さんの。で、そういう点で、さらにこの、今後どうするんだということですね、私もこの間、いくつか、例に挙げますと、給食費の無料化、私の先輩の議員、約10年前に提案してから、去年で10年間かかって、やっと7割軽減になりました。ほかの議員も質問したように、保育料の無料化も消費税絡みでやっと去年10月、全児童の無料化ということになっておりますけれども。それと、まだですね、結論が出てない問題は放課後児童クラブとこども教室。これも国の方針との絡みもありますけれども、教育委員会で行うのか。保健福祉課で学童保育的に行うのか。これも結論が出ておりません。そういう方向も含めて、今後、どうなさるのか。ちょっと、二つほど今、放課後児童クラブ、こども教室の扱い、どんな方向でいかれるのか。給食費の無料化についても、10年かかって、やっと7割ですけれども、こういう方向性を、どんな段取りで進めようとなさるのか。その辺、まず伺いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 出産並びにその後の子育て等に、なかなか、大きな病院、専門病院から離れている地であるが故のいろいろなご苦労、ご負担があるということで、それは私も受け止めております。そういったことで先ほども申し上げましたが、できる範囲での経済的支援をさせていただいて、病院とか専門医というわけにはなかなかまいりませんので、通院等にあって、様々な諸経費等の負担もかかるということから、経済的な支援制度をご理解を得て実施しているということは議員がおっしゃっていただいたとおりでございますので、引き続き、さらなる、先日も申し上げましたが、子育て世帯の方々と意見交換をして、やはり意見を伺っても全てできるとは、残念ながらできる項目ばかりではないかもしれませんが、なるべく丁寧にお話を伺って、できるところからやっていくと。少しでも軽減を図っていくということは必要だと思っております。また、子育てに関しましても、従来は保育所があって、本当に、農繁期とか、そういった繁忙期に子ども達を預けるという保育所ということでやってきましたが、今はそういった農繁期という言葉も、ほぼないような時代になってきて、やはり、教育的要素が高まってきております。ですので、従来の保育から、もう子育てという、一つの、いわば横串を刺していくような行政展開をしていかないといけないと思います。それぞれの課で、勿論、懸命に仕事をしておるつもりですが、やはりいろんなご意見があるということは、子育てという一つの目標に向かって、どういう横串を刺していく組織といいますか、やり方というのか、そういったことをこれから考えていかないといけない時期だろうというふうに思っております。今まだ、具体的なことを申し上げる段階ではありませんが、考え方としては、あまり、同じお子さんに関わらせていただく中で、これはあっちの課です。これはこっちの課です。というよりは、やはり議員おっしゃる方向で、こういった形が良いかは別として、考え方としては、そういった方向を模索していかなければいけないというふうに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この放課後児童クラブとこども教室、今、実際、合わせて週5日。夏休み、こども教室も行われております。これは大体、このまま継続というような考え方なのか。これは教育委員会でやってますが。国のその、放課後対策としての認定こども園の問題とか、これ、3年前ぐらいに出た方針だと思うんですが、その辺はまだ町としても議論、途中だったと思うんですが、そういう点ではこの、いわゆる学童保育的な方向ですと保健福祉

課対応になると思うんですけど、その辺の検討というのはされるのか。このまま現状で推移していくのか。その辺の基本的な考え方はいかがなんでしょう。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） すみません。私、先ほどの説明が足らなかったのかもしれませんが、そういったこと含めて申し上げたつもりでしたが、今までの、私あの、16日からなんで、恐縮なんですけど、やはりあの、その辺のところを含めて具体的なことを今申し上げることはできませんが、そういった視点で横串を刺すようなやり方、組織になるかどうかわかりませんが、その方策は、模索といいましたが、考えていかなければいけないという認識でいるということを本日は申し述べさせていただくに留めていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） まだ、町長になって、まだ日も新しいので、これからの課題だと思うんですが、そういう点では、是非ともですね、このIターンにしろ、少子化対策・子育て支援にしても、これから只見の人口増やし、そして成長していってもらいたいということになるかと思うんですが、そういう点ではさらにですね、現状の、例えば出産祝金なども、金山町と比較すれば、金山町のほうが金額が多いです。そういう点では、只見町はこういう子育て支援対策とってますよ。そういうのを全体として、Iターン者も含めて、希望の持てるような中身でホームページに、先ほど町長が言われたように、縦じゃなくて横にして、というふうに言われましたけど、そういう点をどんどんこの、アピールをですね、していただきたいと思います。やはり、どれだけこの町の良さを、パッと見てわかるか。やっぱり今のインターネット時代ですから、そういう点での努力もさらにですね、強めていく必要があるかというふうに私思ってます。それぞれ、地域創生課のほうでもパンフレットまとめたり、それぞれされてますけれども、そういうのをやっぱりトータルで見て、やはり只見に移住してきてみたいなといった時に全体像が分かる。子育てはこういうことかと。で、ほかの議員も言われたように、仕事の間、土建業の、建設業の皆さんもやはり、若い働き手がいなくて大変な思いしている。それから介護の現場も少なく大変。しかし、給料が安いという問題があります。しかし、給料が、例えばですよ、もっと上がればいいんですが、介護の現場で15万から20万ぐらいでも、これだけ町としての支援策あれば、十分生活できるなとかですね、当面ね。そういうことも考えられるような、総合的なね、アピール。仕事の先。住まい。子育てのこの環境含めて網羅するような宣伝を、全国どこでも、これやってるわけ

ですから、只見は只見の自然の良さと同時に、そういう環境もおおいに整ってますよというのを、どんどんアピールしていくべきだというふうに思いますので、その辺のこう、専門家というか、長けてる人の協力も得ながら、広めていく必要があるかと思うんですが、その辺の考え方についてお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 今ほど、議員からご提言いただいたこと、大変大事なことだというふうに受け止めております。やはり、見ていただく方がわかりやすく、子育てだったら子育て、暮らしだったら暮らしということで、どこにアクセスしていいかわからないのではなくて、そういった項目別にわかるようなアピールといたしますか、ホームページといたしますか、そういったことは大事なことだと思っておりますので、今、議員おっしゃっていただいたことを受け止めて、今後検討して改善を図っていきたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今後の取り組みに見守りながら、おおいに期待もしながら、発言を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） これで、8番、山岸国夫君の一般質問は終了しました。

続いて、7番、中野大徳君の一般質問を許可します。

7番、中野大徳君。

[7番 中野大徳君 登壇]

○7番（中野大徳君） 通告に基づきまして一般質問をします。

質問事項。朝日診療所の現状及び今後の受け入れ態勢についてでございます。朝日診療所は、地域医療の拠点として、また町民のかかりつけ医として重要な役割を担っております。診療所の入院病床は看護師不足により制限されておりましたが、最大の19床まで可能となりました。しかしながら常勤医師は2名体制の状況であり、夜間の救急体制は診療所では受け入れ不可能な状況となっております。

1番としまして、現在の診療所の状況を町長はどのように捉えていらっしゃるのか、町長の考えをお伺いします。

2番目としまして、町民の安心・安全のため、24時間体制の救急患者の受け入れ体制が必要だと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 7番、中野大徳議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、現在の診療所の状況をどのように捉えているかについてであります。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、医師、看護師はじめ医療スタッフには人材不足の中にあつて、献身的に取り組んでもらい感謝しております。また、12月から入院病床の受け入れ制限をなくし、19床全て受け入れすることといたしました。

次に、24時間体制の救急患者の受け入れ体制が必要ではないかとのご質問でございますが、私も同じ認識でございます。現在、平日は午後8時以降、土日祝祭日は午後5時以降の救急患者の受け入れをしておりません。これは常勤医2人に過重な負担をかけないためのものであります。応援医師には平日の2日、宿直をお願いしております。しかし、土日祝休日は常勤医2人のみでの対応でございます。仮に常勤医の1人が体調不良になると、平成15年に無医村状態となった本町の二の舞となる可能性が高まります。どうしても、あの状況だけは避けたいと思っております。救急患者の受け入れを元に戻すには、最低でも常勤医3人体制としていかなければなりません。今後は朝日診療所の開設者として、医師確保の先頭に立ち、全力で元に戻したいと考えておりますので、ご支援のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） ありがとうございます。

昨日の酒井議員の一般質問と多少重なりまして。大変な努力を、二つの方向からやられているということは、昨日の答弁を聞いていて承知いたしております。

今議会の初日、渡部町長の所信表明、拝聴いたしました。その中で、町長は、五つの柱をもって所信表明をなさいました。その五つ、柱はありますけども、その2番目に、誰もが安心して住める町づくりという項目を挙げておられます。その二つ目の、誰もが安心して住める町づくりであります。町長のお言葉ですが、喫緊の課題となっております朝日診療所の診療体制を立て直すとともに、訪問看護・訪問介護の連携強化と充実を図っていかれるというふうに所信表明をなさっておられます。この所信表明の中で、喫緊の課題として、只見町の喫緊の課題として取り上げられたのは、この朝日診療所についてだけあります。私は、

この渡部町長の想いのこもった素晴らしい所信表明であったなと感じております。この中で、やはり、喫緊の課題という言葉を使って表現された朝日診療所について、喫緊とは差し迫って最も重要なことと、そういうふうに町長も理解なさっているなど。そして、前町長は、看護師不足の時に、朝日診療所に対して、非常事態であるという言葉で表現されました。就任間もないとはいっても、この診療所や福祉関係については、私は現町長ほど詳しく知っておられる方はいないのかなと、そういうふうに思っております。

それで、再質問ですが、この所信表明の中で、朝日診療所の診療体制を立て直すというふうに表現されておりますが、この意味は、総合医療としての一次医療機関として、また、町民のかかりつけ医として、365日24時間体制で救急患者の診察を行える体制を復活させると、そういった認識でよろしいのか。それとも、創設当時に、現町長がお創りになった診療所の理念あります。ここでは申し上げませんが。そこまで町長は朝日診療所をもっていかれる意気込みで、必ず実行するというので、そういう認識でよろしいんですか。お伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

所信表明では、私の忌憚のないところを申し述べさせていただきました。ご理解いただきましてありがとうございます。やはりあの、全て町政にかかるものは全て重要だと思っております。どれが1番・2番ということは、なかなか難しいところではございますが、喫緊という意味で言えば、朝日診療所の医師確保、医療体制のことが喫緊だという認識で申し述べさせていただきました。そして、ご存じのように、いわゆる医療機関には、一次医療機関、二次、三次という考え方がございまして、一次がまあ、プライマリケアとかいいますが、初期医療、診療所とかクリニックです。二次になってくると南会津病院とか、三次になってくると例えば県立医大とか大きな病院。そういう考え方になっておまして、ですからあくまでも朝日診療所は一次医療機関。ですから、それが二次になることは、それは考えにくいこととありますから、あくまで一次医療機関としての役割を充実させる、果たすということが目標でございます。ただ、同じ一次であっても、個人開業医のクリニックなどの場合は入院施設を持ってないところもありますから、同じ一次ではあっても二次に近いといえますか、こういった言葉はありませんが、1.5次医療のようなイメージになるかと思えます。というのは、やはり近くに総合病院がないとか、高度医療を、二次医療を受けられる南会津病

院まで、道路改良なってますけども、特に冬期間は1時間とか、夏場であれば50分・40分という地区もありますけども、やはり離れているということが、地理上の不利条件がありますので、やはり一次の朝日診療所である程度のことは診察してもらいたいという思いが町民の方の願いだと私は理解しております。ですから今後は、ある程度の医療のレベルが、レベルと申しますか、医療行為がどこまでかということ、やはり診療所として示す必要があるんだろうというふうに思います。それは一昨日、十分な時間ではありませんでしたが、1時間弱ですけど、先生方と意見交換しました。ですから、ほかの先生ともいろいろ、南会津病院の先生とかいろいろ、話は、実は逐次しておりますので、やはりその辺の朝日診療所の在り方を考える時には、やはり南会津病院の先生とお話する。もっと言えば、福島医大の先生とお話するというやはり、そういった体系的なこれからの行く末も考えながら、位置づけを皆さんと相談させていただく準備を今しておりますので、やはりそういった地理的不利なところがありますから、やはり、朝日診療所ではどこまでできるんだということをはっきり皆さんにお知らせするということと併せて、やはり、24時間365日大変なことだと本当に思っております。今までやっていただいた先生には改めて感謝の気持ちでいっぱいでございますけども、やはり今の先生方もやりたくてもできないという環境は、一つには新型コロナウイルス感染症の問題で、どうしても慎重にならざるを得ない。発熱外来も新たに設置されました。ですから、従来と同じ比較ではできませんので、やはり、過去にお一人でやってきたことあって、残念ながら、体調を壊されて、朝日診療所を離れられた時代もございますので、やはりその辺の健康管理も含めて、医師の方には働いていただかないと、継続的な診療受けられませんので、そういったことも当然配慮していかなければなりません。ですから、そういった中ではまあ、できれば、できればと申しますか、最低3人は必要だろうというふうに思いますので、もう、あとお一人、できればお二人とか、思いますけど、その確保をどういうふうに図れるかということが私の、喫緊ですから、勿論、早いに越したことはありませんが、やはり、それが私の今回のテーマだと、私の役割だろうと思っておりますので、それを具体的に進めるべく、全力でというふうに申し上げますけど、取り組んでいきたいと思っております。それは今後、具体的な方策等につきましては、今、いろいろお話を伺っていたり、意見交換している場面でもありますので、今後、やはり議会の皆様に、こういった考え方で進めさせていただきたいとか、そういったことはご相談・ご協議させていただく場面がくるかと思っておりますので、その節は率直なご意見とご提言等を賜りたいというふうに思っております。

現段階ではそのような状況でございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） ありがとうございます。

現在、総務委員会において、朝日診療所基本計画というものの策定を今求めている途中でございます。ご存じかと、引き継いでいらっしゃると思いますが。私はこれは本当は12月頃までに、今議会ぐらいまでにという、最初の委員会の中での話だったんですが、こういったコロナの影響とかで、診療所も大変な時期で、その策定のほうは慎重に、もう少し時間をかけてもいいということで、一応、3月までの約束で、それを委員会として求めております。私は町長もまあ、代わられて、その中にですね、今おっしゃったこと、それからその、今、町長はその診療所の（聴き取り不能）ではないですけども、そういったものに、宣伝ではないですが、目をつけられて、そういったことが大事だというふうにおっしゃってるわけですから、せめてその計画書の中に、そういったものを入れていただいて、そして議会で説明してほしいなというふうに思っております。これはあの、大変な時期に、大変なことだと僕は思っております。

新聞の報道によれば、看護師の14パーセントが退職という報道もありました。そして、そのコロナの受入れ病院ではさらに跳ね上がって20数パーセントの退職者が出ていると。理由は家族の理解が得られないとか、そういった理由でございました。当然、ただでさえ看護師不足のこの日本において、またそういった事態が拍車をかけるということになって、世の中はなっておるのかなというふうに思っています。さらには、このコロナによって、医療崩壊という言葉まで出ているような日本に今なっております。そして、看護師不足により、自衛隊への看護師派遣を要請している市町村もございます。大変、状況としては大変悪い時期かもしれませんが、やはりこれは、町長も選挙の時に、数多くの人から言われたのではないかなと、僕は察しております。世の中の状況はこういう状況ですけども、一日も早く、町長のおっしゃる健全な状態に戻す努力を惜しまないでほしいなというふうに思います。

先般、開催されました議会報告会において、いくつかの話題、皆さんから出ておりますが、私もひとつ、ちょっとご紹介したいと思います。生きるうえで不可欠な要素。当然、衣食住ということですが、今現在、若い人たちの間で言われているのは、まず家計の負担、それから子育て世代に、大きく負担がかかるものの三大要素はツウ・ショク・イだそうです。ツウは通るという字を書きます。通信費です。今、スマホに代表されるように大変高額な、着る

ものは、衣の着るものは、時代が変わりまして、大変、性能の良いものが安価で買える。しかも、携帯電話から注文しても明日には届くという時代になりました。そういったことで、若い人たちの中で今、大きく要素を占めるのが通食住ということだそうです。そして、これは議会報告会の中で出ました。只見町、こういったところ、子育てで大事なものの。やはり、昔は衣食住。プラス、イだと。医療の医です。とおっしゃいました。なるほどなど、私は感銘を受けた記憶がございます。もう、この生きるうえでの三大要素はコロモの衣から、医療の医に、もう変わってきた時代なのかなというふうに感じました。そして、私個人的には、本当、衣は、医療の医に置き換えてもいいぐらいに感じております。三地区で行いましたが、診療所の問題が出なかった地区はございませんでした。やはり、町長、認識されているように、町民が今、その診療所に対して、その、やっぱり、早く正常な状態に戻ってほしいという願いを痛感いたしました。まあ、総務委員会ではこの、ちょっと、町長は離れていらっしゃいましたが、数年前から、看護師不足が発生しそうな時点で、この診療所については具体的に取り上げて調査をしてまいりました。その間、看護師不足、そして医者の方というところに見舞われました。今、この診療所を一日も早く、これを戻すことが今の只見町、それからこれから只見町に住もうとしている人、Iターン・Uターンございますが、これは診療所が正常な状態でないと、やはりほかからいらっしゃる人は、まず子育てに関わる若い夫婦は、どうしても学校のこと、それから医療のこと。これがやっぱり第一優先かなと、そういうふうに思われますので、そういった面で一日も早い診療所の、充実という言葉は僕は使いたいですけども、そういった状況に戻すことをお願いしておきます。

今、この新型コロナ対策に日本中が翻弄される中、そういった中ではありますけども、この只見町としては、只見線の再開通、そして289号の全線開通が迫る中で、町長は只見丸と申し上げますが、只見丸の舵取り役として言われているように、トップセールスマンとして町民は期待しておりますので、その期待に応えるべく、おおいに期待しておりますので、よろしく願いして一般質問を終わります。一言お願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 今ほど、議会報告会等の中で、本当に三地区とも医療の話が出なかったところはないというお話とともに、今、通食衣ということで、どういう字書くのかな、なんて何うまで思っておりましたが、本当に、改めて、まさに切実と言いますか、大切な、皆様がそういった想いでいらっしゃるということを改めて教えていただきました。本当にあの、

要望活動をして、正直、なかなか要望活動だけでは難しい課題だと思っております。勿論、要望をあきらめるということではなくて、要望をしていかなければなりません、併せてこちらから提案もしていけないと、何とかしてください、お願いします、だけじゃなくて、やはり、案をもって提案する要望といいますか、そこまでひとつやっていけないと、できないんではないかなというふうに思っておりますので、その辺は議会の皆様と相談しないと、その持つていくもの、案につきましては、単独では当然できないことではありますので、その辺のことをまあ、先ほど総務常任委員会、文教常任委員会等で今その計画を策定中で、いろいろ、新型コロナウイルス感染症の関係でいろいろ時期的なこと、ご配慮いただいているということも承りましたので、その辺のご意見を改めてしっかりと受け止めて、そういったご期待に沿うことができるように邁進していきたいと思っておりますので、今後ともご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

○7番（中野大徳君） 期待しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

一般質問終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、7番、中野大徳君の一般質問は終了しました。

続いて、10番、齋藤邦夫君の一般質問を許可します。

10番、齋藤邦夫君。

〔10番 齋藤邦夫君 登壇〕

○10番（齋藤邦夫君） 10番、齋藤邦夫です。

通告に基づきまして一般質問を行います。

私の一般質問は、渡部町政の町政運営と地域の変革に備えた行政投資についてでございます。

まず1番として、渡部町政の町政運営についてでございますが、渡部町長は立候補に際し、町民の思いを大切に、住みよい只見町をつくるため、泥臭くても課題に対して正面から向き合う誠実な町政を心がけると決意を述べられました。町民は新しく発足した渡部町政に強い関心と大きな期待を寄せております。ついては、当面する重要課題が山積する中で、町政運営にあたり町長の所信を伺います。

まず一つとして、町政運営における民意の反映については、町民との対話を重視し、町民の目線に立ち、行政運営を目指すとされていますが、具体的な方策について、併せて暮らしに関する総合窓口の設置について、その考えを伺いたいと思います。

次に、二つ目であります。地域の改革に備えた行政投資についてでございます。近年、災害やコロナ対策など、非常時の際、現金給付や補助金などによる一過性の行政投資、行政サービスの投資としてやむを得ない場合もありますが、地方財政、町財政には限界がありますので、場当たりの対処療法的な行政サービスは極力見直す必要があると、そのように考えます。特に、3年後は国道289号八十里越え道路の開通により、年間50万台に及ぶ交通量の増加が見込まれます。本町の住環境や地域経済に及ぶ影響は計り知れなく、町民生活にも大きな改革が予測されます。本町の最重要課題である人口減少対策や地域活性化対策など、重要課題を前進させるまたとない好機を考えます。しかし、残念ながら、本町のインフラ整備をはじめ、交流人口の受け皿などの整備が非常に遅れており心配される状態です。ついては、地域の現状を的確に捉え、これらの政策課題に対して、計画的且つ積極的に行政投資をする時と考えられますが、町長の考えを伺います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 10番、齋藤邦夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、町政運営についてであります。町政運営における民意の反映の具体的な方策についてであります。毎年、全ての集落で座談会を開催するとともに、各界各層の会合など、あらゆる機会をとらえて町民の声をお聴きし、政策を立案したうえで議会へご提案申し上げ、議会のご審議を経て政策をより深めてまいりたいと考えております。

次に、暮らしに関する総合窓口の設置についてであります。現在、高齢者福祉に関する相談窓口として地域包括支援センターが担当しておりますが、暮らしに関する総合窓口の設置は必要だと考えております。生活支援や介護・福祉サービスに関することなどの相談を総合的に伺い、専門的な分野については、それぞれの関係機関と連携して対応することが求められております。また、集落や地域において生活支援や介護予防サービスの提供体制の構築のため、現在、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置しており、これらの連携を深化することより、本町の目指す地域包括ケアシステムの姿が見えてくるものと考えております。まだ具体的な体制や内容についてお示しする状況にはございませんが、暮らしに関する総合窓口の設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、地域の改革に備えた行政投資についてであります。国道289号八十里越開通は、

町民の長年にわたる悲願であり、議員おっしゃるとおり、本町の住環境や地域経済に及ぼす影響は劇的に変化し、課題である人口減少対策、地域活性化対策などを進めていくうえで、またとないチャンスであると考えております。本年5月には八十里越開通を見据えた新たなステージとして、地域風土が類似し、取組みに親和性を生み出しやすい三条市、只見町、南会津町が連携した、越後・南会津街道観光・地域づくり懇談会を立上げるとともに、民間事業者などで構成する、越後・南会津街道観光・地域づくり円卓会議においては、越後南会津街道のアピール性を高め、誘客ルートの幅を広げて発信していくための具体的な連携方策などの検討も始まっております。当町としましても、この機を逃すことなく、国・県と連携した町内インフラ整備を進めるとともに、通過点化となることのないよう、町内に滞留いただける拠点整備や魅力化をしっかりと進めてまいる考えであります。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 町長には、昨日から、11人の一般質問、連続に受けられまして、大変お疲れのところ、もう少しの時間でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

今回の町長の所信表明、そしてまた、1番議員、9番議員の一般質問の中でも、この問題については質問があり、町長の積極的な、そしてまた前向きの姿勢を大変評価したいと思います。

ただ、この民意を尊重するという事は、歴代の町長が、9人の町長がいずれも就任の際にそのように申されております。でありますので、渡部町長におかれましては、是非、その期間中、なんといいますか、この公約といたしましうか、政治姿勢をしっかりと保って、こういう理由で十分できなかった、などというような反省の弁を述べる事のないように、決意を新たにしていきたいと、そのように思います。町長の決意をひとつ、申し上げていただきたいと、思います。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 今ほど改めてご質問いただきました。私の決意といたしましては、所信表明で申し述べさせていただきましたけど、改めて就任時の時ばかり、そういったことを言うんでなくて、ブレないでと、いいますか、それを保って、それをやっていく覚悟でございます。そしてやはり、私はあの、器用ではありませんので、やはり正面から、ちゃんと課題に向き合っていくと。そして、必要の都度、やっぱり議会と率直な意見交換、ご相談をさせ

ていただくと、そういうスタイルを貫きたいと思っておりますので、覚悟としてはその考え方がブレることのないように、取り組む覚悟でございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） どうもありがとうございました。

それではあの、続いて再質問をいたしますけれども、所信表明の中で、職員と率直な意見交換のできる職場づくりと。大変大事なことだと私も思っております。率直な意見交換。私も5人の町長の下で仕事をさせていただきました。その後、議員になりまして、4人の町長と今度、いろいろとご指導いただいたり、お付き合いをさせていただくということになっているわけでございますけれども、前半の5人の町長は事業をされた町長でございました。その後、行政経験の多い町長が生まれまして現在に至っているわけでありましてけれども、職員の能力をしっかりと発揮させるためには、職員、いわゆる課長さんを中心にして町長の権限を十分に体して能力を発揮できる環境づくり。町長も申されておりましたけれども、意見交換をして忌憚のない意見。それをお互いに持って町政に臨んでいくということであろうと思っておりますけれども、やはりその権限を下部移譲すると。町長の名を得て、職員は行政を執行しているわけでありまして、町長の権限を下部に移譲して、責任を持ってその仕事を担当できる環境にしていかなければ、十分な組織力を発揮することはできないわけです。ですから、いわゆる、口でいろいろ指導する、指示するはいいんですけれども、そこに町長が一職員の仕事に手を出すと。それがあつたんでは職員のほうが、やっぱり遠慮してしまう。そういうことのないように、職員が自信を持って、職員が町長の意を体して仕事をできる環境づくり、職員養成、職員研修をしていただきたいなど、そのように考えるわけでございます。100人の職員が10能力をはっきするのと、1発揮するのでは、これは大変な違いが出てくるわけです。町長が10あるいは12の能力を発揮しても、職員が1の能力しか発揮できないんでは、これは町の組織として用を成さないわけでありまして、その点について、町長の考え方をひとつお聞きしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 今ほど、非常に大切なことをおっしゃっていただいたというふうに受け止めております。やはりあの、権限上は町長が最高責任者でありまして、町政運営にあたりましてはいろいろ率直な意見交換をしたうえで、最後は町長が決定し、町長が全責任を負うという立場であるということは十分自覚しております。ですが、やはり、職員と意見交換

をする中で、最終的には最後までぴったりと意見が合わないかもしれません。でも、意見交換をしたうえで、最終的にはやはり町長が決めるという態度は当たり前だと思っております。そのうえで、やはり、納得感といいますか、意見は違っても、気持ちで納得感をやはり職員が得ないと、頭越しにそれはダメだと言ってしまうたり、理解しないとやってしまったんでは、せっかくの提案は、その次からしてくれないだろうと思っておりますので、やはり意見の違いを、何故、意見の違いが生まれたかという背景まで話し合えるような人間関係であったり、そういったことも含めて忌憚のない関係というふうに申し上げているつもりですが、やはり職員は、私は能力的には優秀だと思っておりますので、あとは私に対しまして、そういった気持ちの中で納得感を得られるような関係で仕事を行っていくことができるかということが大事なポイントだと思っておりますので、今、改めて齋藤議員からおっしゃっていただいたことを含めまして、その辺を十分、意を体しまして、町政運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 町長にこんなことを申し上げるのは、まったくあの、釈迦に説法ということでございましたけれども、あえてただ今のようなことを申し上げさせていただきましたので、よろしくご検討をお願いしたいと思っております。

以前は、事務改善委員会というのが設置されておまして、創設されておまして、常に役場の事務が、仕事が、能率的にいかにか効果を発揮できるような組織であるかどうか。あるいは、実施する事業であれば、その事業が効果的に執行されているかどうかということは、議会でいろいろ云々される以前に、役場の組織の中でそういった点検を常時やってきたわけでございます。現在、それがどのような形でやられているのか。その点のことを若干お聞きしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 事務改善委員会、現在も要綱にありまして、組織はしております。ご承知のとおり、事務改善委員会は定例会で本来は、4月・9月・12月ですかね、やることになってございますけれども、なかなかあの、その定例で実施ができていない状況ではございません。議員おっしゃっているとおりですね、様々、事務の効率化、さらには事務の組織の効率化含めて、そういったことをする委員会でもありますので、今後、定例的に実施をしながらですね、検証をして進めていくということが重要だというふうに認識はしており

ますので、ご理解よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 是非あの、内部におきまして、やっぱり行政執行が的確にやっているかどうかということは、是非あの、努力していただきたいなど、そのように思います。そういったことが、いわゆる職員間の研修、内部研修に繋がってくるということでございますので、町長もそういった内部の組織活動が職員の能力アップに、研修に繋がっていくというふうに感じられるわけでございますので、その点には行政運営の効率化という視点からも是非検討をし、今後も継続してやっていただきたいなど、そのように思います。

時間の関係もございまして、先に進めさせていただきますが、次の、いわゆる地域の変革に備えた行政投資ということでございまして、ちょっとあの、自分が考えてきたことを話しますと時間が長くなりますので、若干あの、考え方を改めて町長に申し上げたいと思っておりますが、実は、昭和46年に只見線が開通いたしました。只見町の総合計画は、県のモデル地域に只見町は指定されまして、昭和43年に振興計画を作り、44年の3月に議会の承認を得られているわけでありまして、ところが、46年に只見線が開通することになったものですから、急遽、計画の変更ということになったわけです。ところが、46年になりまして、開通するは、国の農政の転換、いわゆる米をどんどん作れという時代から、減反政策が国の農政転換によって変わってきたわけです。只見町もそのために、産業政策が180度転換するという状況になったわけで、昭和47年に、たった3年しか経たなかったんですけども、総合計画を変更して、只見線の開通、さらには48年に開通する252の開通、さらには農政の転換と、そういったものを踏まえての計画の変更をしたという経過がございまして、今回、289が開通する。只見線が全線復旧すると。だから、振興計画を変更しろということをお申し上げるのではなくて、いわゆる今の立派な第七次振興計画を土台にしまして、基礎にしまして、計画的な、いわゆる、なんていいますか、開通後の地域整備を図っていただきたい。いわゆる新只見振興計画、47年に策定した計画に基づいて、いわゆる入込客を想定した只見スキー場の整備、あるいは只見の保養センターの整備等々、いわゆる受け皿整備を積極的に取り組んできたわけでありまして、その後、いろいろな町内の整備ございましたけれども、いわゆるそういった計画に基づいた受け入れ態勢の整備というものをしっかりと取り組んでいただきたいなどということで、この行政投資についての質問の内容としたいと思っておりますので、町長から簡単にご答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 国道289号八十里越え並びに只見線の全線再開通等を踏まえました受け入れ態勢の整備はとっても大切なことだというふうに思っております。あと、これを具体的に地域整備を図っていくという方向についてはまったく異論ございません。そのとおりで思っております。そういった中で、今どういうことが一つあるかといいますと、実は就任翌日に町の建設業協会の会長さん以下、役員の方々が要望に来られました。やはり今、建設業協会が苦境であると。様々な、議会のほうにもお話があったというふうに承っております。そういった中で、やはりあの、今まで国・県の事業ということもありますが、やはり、町も特に雪解けから、7月発注が多いんで、それまでの間の発注をどういうふうにしていくかと。やはり仕事の平準化の確保をどうしていくかと。あとは町としては、今まではそのいろんな制度事業、国・県の事業は別として、町としてもあったんですが、やはり財源の確保を図りながら、やはり町単独事業、そういったことも考えていかなければならないと。加えて、やはり従来の公共事業というのは本当に名前のおり、公のために役に立つ仕事が公共事業ですから。やはり、それは時代とともに多少変わってくる。道路や橋ばかりでなくて、従来は公共事業の範疇でないと思っていたものが、これからの時代は公共事業という範疇になるかもしれません。そういったことも含めて、やはり、そういった発注量といいますか、そういったことも考えていく。そうすることがまずできないと、やはり雇用を年間通じて抱えることがまた、経営者としても大変だと。併せて、その技術力をまた繋いでいくということも大事ですし、様々、課題は議会の皆様とともに、また今後、一緒にご検討・協議、ご相談させていただきたいと思っておりますが、一方に、その地域整備を図るべき一番の担い手になる方々の今、そういった苦境もあるということを十分わかりつつ、やはり、地域整備を図っていく。それには昨日も答弁させていただきましたが、やはり今回のウィズコロナの中でのなるべく地元、その次は会津地域とか、そういった維持管理も含めまして、そういった移動距離が短いような中で、やはりそういった体制も協議、構築していくという必要があると思いますので、具体的なところまで申し上げる段階ではございませんが、受入れはじめ、地域整備、町としての行政投資を積極的にやっていく必要がある時期だというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） ただ今、町長から、公共投資についての考え方示されましたが、ま

ったく私もその考え方同じなんです。今年の正月でしょうか、商工会の町長と議長との懇談会の際に、公共投資についての質問がございました。その際に私は、今、町長がおっしゃったことと同じようなことを申し上げました。若干、その時、町長、菅家町長は異論を申されましたけれども、私は、いわゆる税金は何のためにとるかということは、(聴き取り不能)皆さんに納めていただくかということは、公共事業、公の事業をするために税金をとるということを、そもそも始まった根源があるわけですので、今、町長がおっしゃったように、時代によって変わってはきますけれども、この地域を整備していくために、直接・間接、行政投資をしっかりとしていただいて、計画的に、そして将来を展望した投資をしていただくことをひとつ考えていただきまして、今日は時間の関係で細かなことは申し上げることはできませんけれども、ただ今の町長の答弁のような形で、是非、魅力ある只見町にさせていただきたいと、そのように申し上げまして一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長(大塚純一郎君) 最後に、渡部町長、もう一度答弁願います。

○町長(渡部勇夫君) 今ほどあの、改めてお話をさせていただきありがとうございました。

今後、具体的な政策案を策定いたしまして、議会のほうに提案させていただけるように、行政投資につきまして、そして住みよい只見町になるような投資、公共事業等を提案させていただきたいと思っておりますので、その節はどうかよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○10番(齋藤邦夫君) 終わります。

○議長(大塚純一郎君) これで、10番、齋藤邦夫君の一般質問は終了しました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

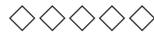
昼食のため、暫時、休議します。

午後の会議の再開は1時30分といたします。

休憩 午後12時07分

再開 午後 1時26分

○議長(大塚純一郎君) それでは、午前引き続き、会議を開きます。



◎議案第104号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第2、議案第104号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第104号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例ご説明を申し上げます。

今回の条例改正でありますけれども、町長、提案理由でご説明を差し上げましたとおり、今般の新型コロナウイルス感染症に関しまして、それに従事する朝日診療所の職員。この方々への特殊勤務手当。これを決定いただきたいというものであります。

内容を申し上げます。今回の条例改正であります、第2条の次に、次の1号を加えるということでありまして、(4)というふうになっております。防疫等作業職員の特殊勤務手当。これが今現在申し上げました朝日診療所職員の特殊勤務手当であります。それを途中に挟みますので、以下の条文繰り下げということで記載がなされております。防疫等作業職員の特殊勤務手当、具体的に申し上げます。新型コロナウイルス感染症から町民の生命及び健康を保護するために、緊急に行われた措置に係る感染のおそれがある作業であって、次に係る作業に従事した場合に支給をするということで、(1)(2)(3)(4)とあります。新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのある者。これに接触して、または接して行う作業。そして二つ目であります。新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件または付着の疑いのある物件の処理作業。これはあの、検体の採取。その検体の処理等々。あるいは、そういった疑いのある患者さんのいらっしゃるあたりの清掃作業等々も含まれるというふうに認識をしてございます。(3)患者等から採取された検体に係る試験または検査の作業。これはあの、委託に出しますので、あまり直接は関係はないかというふうに思っております。前各号に掲げるもののほか、これに準ずると町長が認める作業。こういったことになっております。具体的に金額を申し上げます。その下の四角囲みの部分が、その金額になります。作業に従事した日1日につき、(1)としまして、患者等の体に接触して又はこれらの者に長

時間にわたり接して行う作業その他これに準ずると認めるものということで、これは日額4,000円ということでありまして、(2)としまして、前号以外の作業では3,000円ということになります。具体的には、先生方が疑いのある方に対して検査をするための作業あるいはその補助としてつく看護師さん。清掃等の作業も含むんだらうと、消毒ですか、そういった作業もあるんだらうと思いますが、そういった場合にということで想定をしてございます。こういったことで、附則にあります、この条例は公布の日から施行し、令和2年11月1日から適用ということでありまして、朝日診療所がこういった新型コロナウイルスの感染症に関する検査を始めた日。そこに訴求して手当の支給対象にしたいという内容であります。施行日は別にしまして、こういった手当の内容、福島県と同様でありますので、ご理解をお願いをいたしたいと思っております。

以上、早口でありましたが、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 当町にコロナ患者が発生する前に、こういった条例を提案していただいたこと、良かったなと思っております。そこで、その中で一つお伺いしたのが、第6条の(1)でありまして、感染症の患者またはその疑いのある者。その疑いのある者というものの定義というのはどういったことになっているのか。例えば濃厚接触者であるとか、そういった人達なのか。また、インフルエンザ等で高熱が出て、そういった方も疑いのある者に該当するかどうか。その辺のところの定義わかりましたら教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） まずはあの、事務的に申し上げさせていただきたいと思っております。疑いのある者。これにつきましては、診療所の先生が、その方の症状等々お聞きをしまして、PCR検査が必要だ、あるいは抗原検査が必要だというふうに判断した者というふうに考えてございます。今現在ですと、やはり熱のある患者さん、診療所に連絡等々しまして、詳細な聞き取り等々があると思っております。そういった結果によりまして、疑いのある方は検査をするということになるかと思っております。只今おっしゃった濃厚接触者についてもそうでありまして。そういった方々からのご相談のうえ、先生が検査が必要だというふうに判断された方。

それがここに規定する疑いのある者というふうに理解をしてございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 今の質問に関連するんですが、そうしますと、今現在、もうPCR検査されてる中で、不安だからPCR検査してもらいたいという方は、場合には対象にならないということですか。

あともう一つは、今回、この特殊勤務手当については、正規職員、医師の方、先生、それから看護師の方だと思うんですが、現在、診療所には会計年度任用職員の方、看護師の方もおられると思うんですが、その方についてはどういう対応をされるのか、お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 今、2点のお質しがございました。不安だから検査を受けたいという人に対して、ということになりますけれども、これはこの後、事務長からまた不足があれば詳細にご説明を差し上げたいと思いますけれども、今時点で、診療所で不安だという症状での検査ということではなくて、発熱あるいは悪寒とか、気分が悪いとか、あるいは先ほどおっしゃった濃厚接触者とか、いったような患者さん方の検査を対象としているというふうに承知をしておりました。今後、それを拡大するということになりましたら、またその方々は別、その不安の度合いによるんだと思いますけれども、その不安の度合いが、先生が医療的に検査が必要だというふうに判断なさった方であれば、そういうことだと思いますけれども、ただ、どこかに行ってきたから不安だな、ということになると、ちょっと、どうなのかなというふうに考えてはございます。

あと、支給の対象者であります。これはあの、会計年度任用職員の方あるいは任期の定めのない職員の方、何ら差別なく、従事された方には支給対象ということで扱う考えでございます。

○議長（大塚純一郎君） 診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 検査をする方、どのような方かということでございますけれども、医師が診断をしまして、必要だと、検査が必要だという方を検査するものであります。原則、そういったところで、普通の生活をしていて、ちょっと気になるから検査をしてほしいという方は、今のところ、そういった方がいっぱいこちらに来ますと、本当に検査

しなければならない大切な患者といますか、重要な患者の検査が滞る可能性がありますので、今のところ、大優先としては医師が検査を必要とする者ということで診療所で考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 今の説明で了解しました。

それで、この前ちょっと聞いたんです。東京のほうとか、県外のほうに行かれて、ちょっと不安だから検査してもらいたいという方もおられたような話あるんですが、そういう方は対象外ということになりますか。

あと、正規職員の場合、この条例での支給になるかと思うんですが、会計年度、あとは任期付きの職員の方とか、それは別の規則のほうで支給のほうの手当をされるということですね。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 会計年度任用職員ですと、様々、その条例、決まりの中で、任期の定めのない職員に準ずるとか、いった規定になってございます。そういったことで、そういった手法で整理はさせていただいておりますけれども、なお、おっしゃるように、この方の雇用の形態がどうだからということで支給に差別はないということで進めさせていただきますので、ご了解をお願いをいたしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかに。

ありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第104号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第105号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第105号 諸収入金に対する遅延金徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） ご説明を差し上げる前に、資料の配付を許可いただきたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） はい、資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第105号 諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例。概要をご説明申し上げます。

まず、今回の条例改正でありますけれども、ご提案にいたった背景を申し上げさせていただきます。国の法令改正に係るものでございます。令和2年度の税制改正において、納税環境の整備のため、市中金利の実態、こういったものを踏まえまして還付加算金の割合の引き下げが行われました。改正前の貸出約定平均金利はプラス1パーセントでありましたが、改正後は貸出約定平均金利がプラス0.5ということになります。これに伴いまして、軽減される延滞税につきましても、還付加算金と同様に割合が引き下げられるということになります。これは適用は来年の1月1日以降になります。こういった税制改正の趣旨がありまして、これに基づきまして地方税法についても同様の改正が行われてございます。こういった法令改正の背景があったということになります。

概要でありますけれども、これも租税特別法の改正であります。割合自体の引き下げに加えまして、同法で規定されておりました特例基準割合が延滞税特例基準割合という名称に改

正されました。そして、金額の計算の前提となる割合が新たに、先ほど申し上げました平均貸付割合と規定されたということでもあります。これによりまして、これも地方税法でありますけれども、同様に特定基準割合を規定しているということになります。これが基礎になっておりますけれども、これに合わせて名称、そして、還付加算金等々の割合についての改正が行われたということでもあります。

具体的に町条例について申し上げますが、ただ今お配りをさせていただいた資料をご覧くださいと思います。

議案第105号とあります資料であります。改正前、下線があります。特例基準割合（当該年の前年）というふうにありますものが、法令に沿いまして、延滞金特例基準割合、そしてカッコで平均貸付割合になったということでもあります。その下についても、その特例基準割合が、延滞金特例基準割合になったということ。そして、改正後にしかございませんけれども、3ということの下線が引いてあります。前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合が年1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とするということ、こういったゼロにならないといったような措置も規定されているということでございます。

こういった概要で、まずはあの、国の法律改正によりまして、それに基づいております町のこういった徴収をさせていただくための条例、その趣旨に沿った改正をさせていただきたいという内容でありますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第105号 諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第106号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第106号 只見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） それでは、議案の説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） それでは、議案第106号 只見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例ご説明申し上げます。

条例改正の背景といたしましては、今ほど105号のほうで総務課長からご説明申し上げたものと同様になってございます。後期高齢者医療に関する条例の徴収、保険料の徴収に係る延滞金及び還付加算金の改正となってございます。

今ほどお配りしました資料をご覧いただきたいと思えます。新旧対照表になってございますが、まず第8条でございしますが、当初、これまで、還付または充当加算金ということで、還付加算金と充当加算金ございましたが、充当加算金については削除させていただいて、還付加算金のみになるという改正でございします。附則におきまして、延滞金等の割合等の特例ということで、これにつきましても先ほどの条例と同様に平均貸付割合等々の文言の整理を行うものでございします。第2条については延滞金の部分でございします。第2項におきまして

は、従前、第8条において準用するという事で延滞金の率を還付加算金にも準用していたものでございますが、今回、率の改正があったということで、第2項に還付加算金特例基準割合ということで還付加算金の部分を新たに第2項、明記をさせていただいているということになってございます。裏面ございますが、第3項につきましては先ほどの0.1パーセントの割合にするということで同様の内容でございます。枠の下に改正後の率ということで補足で記載してございます。延滞金特例基準割合につきましては、1.6パーセントとなりますので、これに1パーセント加えたものが率になります。で、本則7.3パーセントで徴収するというものが、今回の特例によりまして2.6パーセント、14.6パーセントに相当する部分が8.9パーセントということになりますが、率そのものに変更は延滞金の場合にはございません。還付加算金につきましても、これまでですと延滞金に準用してございましたが、今回、その率に変更となりまして0.5パーセント加算するという事になりますので、1.1パーセントということが還付加算金の特例基準割合になるということで改正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第106号 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第107号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第5、議案第107号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 説明の前に、資料の配付を許可お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） それでは、議案第107号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、地方税法等の改正が行われたことに伴いまして国民健康保険税条例の改正が必要となったものであります。

まず概要に基づきましてご説明させていただきたいと思っております。まずあの、来年1月から給与所得控除と公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替が行われることになりました。これにつきましては、給与所得控除と公的年金控除を一律10万円引き下げられまして、どのような所得にでも適用される基礎控除が10万円引き上げられる改正。これは10万円の振替でありまして、この影響によりまして国民健康保険税の負担水準に関して意図せざるを得ない不利益が生じないように被保険者に係る所得等につきまして所要の改正をお願いするものであります。内容としましては国保税の減額対象となる所得基準について、軽減判定所得の算定におきまして基礎控除額相当分の基準額を33万から43万に10万円引き上げられまして、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金の支給を受ける者の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるというものであります。基本的には、控除額は相殺されることとなりますが、給与所得者等が世帯に複数いる場合。この場合は基礎控

除額の見直しによりまして低所得者に係る軽減判定から外れるケースがあるため、不利益が生じないように見直しをお願いするものであります。これにつきましては、あくまでも国保税額の軽減を行うための判定基準の改正ということでありまして、これをお願いするものであります。その下の表、軽減判定と書いてある表であります。ここが主に改正になる分でありまして、7割軽減の場合、今までですと基礎控除額33万円でありましたが、改正後につきましては今ほど申し上げましたとおり基礎控除額が10万円引き上げられたことによりまして43万円となりまして、給与所得者の数から1を減じた数に10万円を掛けて対応するものであります。5割軽減・2割軽減につきましても同様の改正であります。そのほかにつきましては、条項ずれに係ります文言の整理でありまして、施行月日につきましては令和3年1月1日から施行し、令和3年度分以降の国保税について適用するものであります。

新旧対照表、裏面からつけてあります。こちらのほうをご覧いただきたいと思いますが、1ページ目の中段、22条1項についてであります。今ほどご説明いたしました軽減判定割合7割軽減についての条文の改正分でありまして、基礎控除額33万円を43万円とし、給与所得者の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えるものというのであります。1ページの下段、第2号につきましては5割軽減、次ページの上段であります。第3号につきましては2割軽減の改正条文であります。2ページ中段からの附則であります。改正附則につきましては特例に伴う改正条文でありまして、法改正によりまして条項ずれの改正または文言の整理であります。

以上、簡単ではありますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第107号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決  
するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第108号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第6、議案第108号 只見町介護保険条例の一部を  
改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） それでは、議案の説明の前に資料の配付を許可いただきたい  
と思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） それでは、議案第108号 只見町介護保険条例の一部を改  
正する条例ご説明申し上げます。

今改正につきましても、先の105号・106号の改正と同様に地方税法等の改正に伴う  
延滞金特例基準割合等の文言の整理ということで、お配りした資料、新旧対照表になってご  
ざいますが、延滞金の割合の特例の部分の文言の整理ということでご理解いただければとい  
うふうに思います。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第108号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第109号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第7、議案第109号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 議案第109号 工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を変更するものでございます。本議案につきましては、地方自治法の108条第1項の規定により変更の議決を得るものでございます。

一つとして、契約の目的でございますが、橋梁補修工事、八乙女橋でございます。町道小

林塩ノ岐線に架かります町道橋になります。2、変更内容であります。請負金額が変更前6,418万5,000円。変更後7,130万3,100円。711万8,100円の増ということになります。3、契約の相手方ではありますが、福島県南会津郡只見町大字大倉字前沢口146、株式会社南会西部建設コーポレーション南会津本社、南会津本社長、飯塚信でございます。

本工事につきましては、町道橋の長寿命化の計画に基づきまして、本橋梁を補修工事を行うものでございまして、本年9月に契約議決を受けて事業を実施しておりますが、当該橋梁の高欄の一部の補修及び橋台の補修工事の追加変更によりまして現請負契約に711万8,100円を増額いたしまして変更契約を締結するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今、説明の中で2件ほど工事変更あったということで、それに伴う請負金額の変更だということで、これは当初はわからなかったことですか。設計段階では。そこ、お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 本工事の設計でございますが、これは町道橋の長寿命化計画、5年スパンの計画で計画を実施しておりますが、当該橋梁工事の設計年度が平成28年度に設計をしております。それに基づきまして、今般、積算をして発注をしておりますが、現場での今申し上げた高欄及び橋台のひび割れが進行している状況が確認をされましたので、その分を追加して変更させていただくものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第109号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第110号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第8、議案第110号 南会津地方広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第110号 南会津地方広域市町村圏組合規約の一部を**変更**する規約ご説明を申し上げます。

まず、今回の規約変更の概要、そして、ここに至るまでの経過について少しご説明を差し上げたいと思います。南会津地方におきまして、南会津地方ふるさと市町村圏の選定によりまして、平成元年度、そして平成2年度の2か年で、ふるさと市町村圏基金10億円を設置しております。これはあの、広域圏組合で規約の中に定めたということでもあります。そして、平成2年度からは広域市町村圏計画の年度別広域活動事業計画に基づきまして事業を実施してまいりました。こういった、これらの広域活動計画に基づく事業、地域振興に一定の成果を上げてきたところではあります。今般、近年、特にそうでありますけれども、預金利息の低下によりまして基金運用益が減少したことから、事業の実施が困難となったということでもあります。先ほど申し上げましたが、10億円の基金、当時の南会津管内7町村と福島県が出しまして基金設置をしました。元金に手をつけるということではなくて、果実を運用して事業をしてきたということでもあります。そういったことで、その利子が非常に少なくなっ

てきた、果実が少なくなってきたということから、今申し上げましたように事業の実施が困難になってきたということでもあります。こういったことから、令和2年度をもって南会津地方広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金。これを廃止しまして、構成町村に返還するということが広域圏組合議会等々で決定がなされました。つきましては、今回、そういった部分に関しましての広域圏組合の規約の変更について所要の改正、現在の郡内4町村で可決をしまして県知事に申請をするということでもあります。そのための変更規約の議決をお願いをしたいということでもあります。

これ、議決後は変更の規約に、変更後の規約に基づきまして実施をするということになります。積み立てておりました10億円の基金につきましては、令和3年度に、2年度末に基金を廃止しますので、令和3年度になってから構成町村に返還ということになります。そういったことで今回、この規約の整理をさせていただきたいというものであります。共同処理事業でやってまいりましたふるさと市町村圏事業でありますけれども、一部、事業の継続性を図るために、圏域内の観光開発事業の総合調整という文言を広域観光事業に改めて継続をするということになります。そういったことで今回、規約の変更をお願いをするということでもあります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第110号 南会津地方広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第9、議案第111号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第111号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第10号）であります。ご説明を申し上げます。

令和2年度只見町の一般会計補正予算（第10号）であります。次に定めるところによるということであります。

歳入歳出予算の補正。第1条であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,802万9,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億8,908万7,000円としたい内容であります。

第2条としまして地方債の補正があります。今般、地方債補正、県との協議が整いまして、同意の額が固まってまいりました。それに伴います補正をお願いをしております。

一枚おめくりをいただきたいと思います。1ページになりますが、第1表 歳入歳出予算補正というふうになってございます。今回、歳入で申しますと、款、分担金、国庫支出金、県支出金、財産収入から一番下の自動車取得税交付金まで補正をさせていただくこととなります。大きなものは国庫支出金。額の確定によります減額。そして、基金繰入金。これ財政調整基金でありますけれども基金の繰入減額。あとは町債、第2表というふうに申し上げましたけれども、起債の同意が固まってきたということでの増額をお願いをしております。次のページをご覧くださいと思います。歳入の合計になりますけれども、今ほど、ごく簡単に申し上げました、各款に係る補正の内容。それに今回、補正がなかった額ということで37億ほどの起債がござります。最終的に補正額は2,802万9,000円の増と

いうことになってございます。

3 ページからが歳出になります。議会費から、次のページの予備費まで。各款において補正をお願いをしてございます。内容の主なもの町長が提案理由の説明でご説明申し上げましたとおり、年度末を迎えるにあたって、費用の若干の精算的な増減。そして、事業完了に伴いますものの減額がございまして、新規の事業もございまして、それは具体的に個別に申し上げます。そういったことで議会費から次のページの予備費まで、各款において補正をさせていただきます。補正されなかった款・項に係わる額ということで、災害復旧費と公債費でありますけれども、その額が5億9,600万余だったということで合計の上段に記載をされております。

第2表 地方債補正であります。県との協議で同意額固まってまいりました。緊急自然災害防止事業債については倍増ほどの増。あとは辺地対策事業、過疎対策事業につきましても2次分までの同意額が固まったということで所要の補正をお願いをしてございます。いずれも歳出に関連をしますので、歳出またご説明を差し上げるようになると思います。

事項別明細で個別に申し上げます。

8 ページをご覧をいただきたいと思っております。まず歳入であります。

各款において、現時点までの実績に基づいた過不足等々の精算をしてございます。

分担金・負担金の民生費負担金については、そういった内容であります。その下、分担金・負担金の分担金。土木費の分担金440万円でありますけれども、これも後程、土木費での歳出で出てまいります。檜戸集会施設の改築のための集落の分担金ということであります。国庫支出金の負担金については、実績と見込みによる補正でございまして、その下、国庫支出金であります。社会保障・税番号制度システムの整備費補助金。これ、額の確定によりまして今回、増額の補正をお願いするということであります。その下の二つであります。特別定額給付金給付事業の補助金と事務費の補助金であります。4月の末から、議決をいただきまして進めてまいりました、一人あたり10万円の給付であります。国からの給付事業でありましたが、今回、事業完了ということで残余の額の精算をさせていただきました。事業費補助金。当初の想定から6人分の減ということになってございます。死亡等による源でございまして、そのほか、その下の事務費であります。これにつきましても国が定めた基準のマックスで申請をしてございました。精算で事業の事務費として該当になるもの、精算した状況で600万ほどの減が必要になったということであります。その下の誘客多角化等滞在コンテ

ンツ造成実証事業の支援金。これにつきましては残念ながら事業の採択にならなかったという事で減額をさせていただくものであります。その他の関連については歳出で改めて申し上げます。9ページ、一番上になりますけれども、国の補助金であります、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金。これにつきましても、こういったワクチン接種ができるということになりましたら、速やかに皆さんに接種が可能になるようにということで、システムの整備、あるいはクーポン券等々の準備をあらかじめさせていただきたいというものであります。なお、歳出で申し上げますが、10分の10の国庫補助の事業でございます。あとはずっと過不足による精算であります、農地利用集積対策事業補助金ということで、9ページ下段になりますけれども、事業費が概ね固まったということで今回、補正をお願いします。570万円余の増額であります。続きまして、10ページになります。これにつきましても、過不足精算による補正が主であります、山林の売払いの収入もあったということであります。基金繰入金1億6,000万円の減額であります、これにつきましては当初予算編成時に財源不足分として想定をしておりました基金繰入金。今回までの事業等々、精算、あるいは後程お話を申し上げます町債において財源の手当てがついたということで、今回、基金に繰り戻しをしたいということでもあります。これにつきましては、コロナの臨時交付金分ではございませんで、当初想定した財源不足分を今回繰り戻しをするという内容であります。11ページ、町債になります。これ、第2表の補正でお願いをしました起債の県との協議のうえで同意が固まってきたものについて増額補正をお願いすることになります。こういった増額補正で先ほどの財調、繰り戻しという経過になってございます。

12ページをご覧をいただきたいと思います。12ページからは歳出になります。

これにつきましても、多くの項目におきまして、年度末を迎えるにあたっての現時点での過不足の補正のお願い、あるいは事業完了の精算のお願いであります。

今現在までの過不足の中には新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、当初想定していた活動、行動等々ができなかったことによる減分も多く含まれております。あとは11月の下旬にお願いをして議決をいただきました給与関係条例の改正に伴います手当の減額も含まれてございます。

議会費でありますけれども、今ほどの内容のとおりでありまして、議員の方、職員の手当の減額。あるいはコロナで執行が今までなかったものについて減額の精算。あとは会議録の調整委託料増ということでもあります。

続きまして、総務費のうちの一般管理費になりますが、これもそうであります。特別職の給料から職員手当、共済費、旅費まで、概ね同様の考えでのものであります。特別職の給料につきましては、副町長おりませんでしたので、10月分まででありますけれども減額をさせていただきますいております。一番下段になりますけれども、今後の冬期間、この庁舎含めて修繕が必要になる見込みということで修繕料増額をお願いをしております。14ページもそういう内容であります。委託料。職員の生活習慣病の健診委託からストレスチェック等々まで、事業完了に伴いまして残余の額の減額であります。

あと、続きまして、会計管理費であります。委託料、今回、指定金融機関の委託料ということで32万3,000円の増額のお願いであります。これにつきましては、当初編成時、あるいは補正時に、既定の額に、大変申し訳ありませんでしたが消費税相当額の計上を失念していたということから今回追加をお願いを差し上げるものであります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 6目の企画費でございます。総額で988万8,000円の減額でございます。3の職員手当、4の共済費につきましては給与改定等による減でございます。7節の報償費、8節の旅費。こちらにつきましては総合戦略検証委員の謝礼。さらにそれに係る旅費をお願いするものでございますが、こちら地方創生推進交付金を活用した効果検証を行うための検証委員の謝礼ということで、本来ですと、当初予算に計上すべきものでありますけれども、失念をしておりましたため、今回、計上をお願いするものでございます。12の委託料980万円の減でございます。歳入にもございましたけれども、官公庁の国庫補助、不採択のため、事業規模と事業内容を見直しまして、地方創生の臨時交付金の対象事業としての実施というようなことで事業規模見直しまして、1,000万円ほど残させていただきます。産官学の連携での事業でございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 続きまして、15ページの情報システム管理費であります。需用費、修繕料であります。年度末まで情報システム機器、修繕対応のための予算10万円増額をお願いするものでございます。14の工事請負費170万円の減額であります。これは布沢地内の光ケーブルの移転に伴います工事費であります。事業完了ということで残余の

額、減額をさせていただきます。備品購入費。これにつきましても、今年度、パソコン、いわゆる業務系、そしてL G W A N系更新をさせていただいております。完了に伴いまして残余の額350万円の減額ということでお願いをするものであります。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長。

○振興センター長（梁取洋一君） 10目、只見振興センター費につきましては、特別定額給付金事務費に係る財源の振替分です。

11目、朝日振興センター費につきましては、1節、報酬及び3節、職員手当等で、会計年度任用職員1名分を減額するものでございます。17節、備品購入費につきましては、和室エアコン設置に伴う受け差分で4万8,000円の減額をお願いします。

12目、明和振興センター費につきましても、1節、報酬及び3節、職員手当等で会計年度任用職員1名分の減額をお願いいたします。13節、使用料及び賃借料につきましては、コピー機のリース期間満了に伴い、1ヶ月あたりの使用料が減額となったため、差額として12万円の減額をお願いいたします。17節、備品購入費につきましては、和室エアコン設置に伴う受け差としての減額をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 16ページ上段であります。13目、交通安全対策費であります。チャイルドシート購入補助金の不足が見込まれておりますので5万円の増額補正をお願いしております。

項の2、徴税费であります。徴税総務費であります。人事委員会勧告によります減額並びに賦課徴収費につきましてはバスの借上料ということで、コロナ対策ということで納税貯蓄組合の研修旅行を予定しておったんですが、秋ごろまでの延期で状況を見て対応するということでしたが、先般、研修旅行中止にするという決断となりましたので、全額減額をお願いするものであります。

16ページの下段であります。戸籍住民基本台帳費であります。国庫補助金によります財源の振替並びに給与から共済費につきましては人勧並びに一般職給料につきましては育休職員の減額ということであります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） それでは、17ページの中段から民生費、社会福祉費。目の1、社会福祉総務費からご説明いたします。社会福祉総務費、職員手当につきましては給与

改定等に伴う減額でございます。老人福祉費の報償費及び委託料につきましては事業完了に伴う減額でございます。扶助費におきます老人福祉施設措置費でございますが、昨年度まで1名入所、利用者ございましたが、今年度、これまで入所ございませんので、12月分までの減額をお願いするものでございます。寝具洗濯乾燥消毒費給付費についても事業完了に伴う減額でございます。障がい者福祉費の償還金につきましては、元年度分の重度心身障がい者の県補助金の返還金をお願いするものです。老人保健費につきましては、18ページご覧いただきたいと思っております。操出金でございますが、後期高齢者医療特別会計への操出金ということで、療養給付費につきましても過年度の精算ということで615万9,000円の増額。あと事務費につきましては、制度改正に伴うシステム改修委託分の事務費を操出させていただくものでございます。6目、在宅介護支援センター費でございますが、委託料。運営委託料としまして、年度末までの運転資金に不足が見込まれるということで、今回、約10万円増額お願いして年度末に改めて精算をさせていただくということで増額をお願いしてございます。介護保険費でございますが、介護保険事業特別会計の操出金ということで、介護給付費のほうに不足が見込まれます。その部分、町負担分の増額及び事務費につきましては制度改正に伴うシステム改修費の委託料に充てる部分の増額をお願いしてございます。

民生費の児童福祉費でございます。児童福祉総務費につきましては、報償費、子宝祝金。今回、当初見込みより、出生数等が増えるということで50万円増額をお願いしてございます。すこやか激励金については完了に伴う減額です。只見保育所費でございますが、職員手当、共済費につきましては、給与改定等に伴う減額でございます。修繕料につきましてはボイラーの加圧タンクの修繕をお願いするものです。役務費につきましてはクリーニング代、若干不足が見込まれますので増額をお願いいたします。朝日保育所費につきましては、人件費でございますけども、産休等に伴う整理を今回お願いしてございます。超勤手当につきましては、会計年度任用職員及び正職員ともに若干不足が見込まれますので増額をお願いするものです。需用費の修繕料につきましても、朝日保育所におきましてもボイラー、排煙濃度計の修繕をお願いするものです。明和保育所費の職員手当については給与改定に伴うもの。あと会計年度任用職員等の超勤手当、若干不足が見込まれますので増額をお願いしてございます。修繕料につきましては、これもボイラーになりますけども、安全弁等の修繕をお願いするというものです。

続きまして、款の4、衛生費。保健衛生総務費でございます。一番下段ですが、給料、職

員手当、次ページの共済費までは、人員配置等の変更に伴いまして整理をさせていただくものでございます。扶助費の養育医療費給付費ということで、低体重で生まれたお子さんの医療費、公費負担分、総額をお願いするものでございます。予防費でございますが、これが新型コロナウイルスワクチンの接種準備に係る経費ということで、外国のほうでは接種開始になったという情報もございますが、いまだ国内では時期等、明確にはされておりませんが、摂取できる体制になったときに速やかに摂取を行えるような準備をしたいということで、消耗品につきましては用紙等の購入。役務費につきましてはクーポン券の発送に伴う郵券代。委託料につきましては、健康管理システム改修ということで、予防接種台帳をコロナウイルスのワクチンに対応するための改修をお願いしたいということでございます。その下、新型コロナウイルスワクチン接種クーポン発行業務委託料ということで、住民の方にクーポン券を配送させていただきまして、そのクーポン券によって接種の管理をさせていただくということで、その発行業務。あとその下には新型コロナウイルスワクチンの接種状況の入力業務ということで、年度内に接種が始まったという場合には、そういった情報を入力して管理をさせていただくことが必要となってまいりますので、その部分の委託料を今回増額をお願いしております。ここの部分につきましては国庫補助で賄うということになってございます。続きまして、償還金でございますが、母子保健医療対策総合支援事業及び風疹抗体検査事業、共に元年度の精算に伴う返還金を増額でお願いするものです。環境衛生費については給与改定に伴う減額でございます。保健センター費につきましては、エアコン設置工事の事業完了に伴う精算で減額でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、5款、労働費でございます。労働諸費でございますけれども、負担金といたしまして合同企業説明会負担金6万2,000円の減額につきましては事業完了に伴います精査減額でございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、款の6の農林水産業費、説明申し上げます。

農業総務費でございますが、これ、給与改定等によります職員手当の補正でございます。農業振興費でございますが、報償費及び負担金であります。それぞれJA関係のイベントの中止によりまして減額をするものでございます。補助金であります。22ページに亘っておりますが、それぞれ振興作物の普及に係る補助金の事業実施によります精算。また、中

段、畑地有効活用支援事業では、畑作物のえごま・大豆等の面積拡大によります補助金の増額をお願いしてございます。交付金につきましては機構集積協力金として歳入でもあがっております578万9,000円。10集落における農地の集積による県からの補助金を受けまして10集落に交付するものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、5目、交流施設費でございます。修繕料100万円の増額でございますが、季の郷湯ら里及びむら湯におきまして、当初想定しておりませんでした設備故障等が頻発しております。そういったような対応もございまして、今後の緊急修繕対応に予算不足が生じるおそれがございますので、今後の年度末までの安定的な施設運営に資するための修繕料の増額をお願いするものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、7目の農地費でございます。補助金として遊休農地解消支援事業の補助金。事業対象地なく、今後も見込みありませんので減額いたします。また、8目の農業機械費であります。機材等借上料35万6,000円でございますが、これは湧水に備えた揚水ポンプの借上げを予定しておりましたが、実施、また実施見込みがありませんので減額をいたします。

続いて、林業費でございますが、林業総務費におきましては、職員手当、共済費、ともに給与改定等によります減額補正でございます。また委託料につきましては、森林整備センターの造林契約地の施業委託の実績によります減額。それから23ページ、林道費であります。手当につきましては職員の手当、給与改定によります減額になります。また、13の使用料でございますが、それぞれ除雪機械の借上です。これは春先林道の除雪に係る実施残の整理でございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、7款、商工費のご説明を申し上げます。

1目、商工総務費でございますが、職員手当と共済費とも職員給与改定に伴う補正ということでございます。3目、観光費でございますが、役務費の広告料及び12節の委託料の中でも、23ページ、自然首都・只見広告業務委託料及び次ページにまいりまして24ページになりますけれども、自然首都・只見PR業務委託料、自然首都・只見インバウンド動画活用広告委託料。この3件につきましては、県の助成金を活用した誘客事業を予定しております。

したが、今般の新型コロナウイルス感染症の流行によりまして実施ができないということになったものから減額をさせていただくものでございます。23ページ戻っていただきまして、最下段になります山開きイベント委託料につきましても、やはり新型コロナウイルス感染症の流行によりまして山開きイベントが実施できなくなったことから減額の調整をさせていただくものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 24ページの中段であります。款の8、土木費でございます。土木総務費につきましては、給与改定によります手当の減額でございます。

また、道路橋梁総務費につきましても同様に職員手当の減額になります。

2目の道路維持費でございます。修繕料につきましては除雪車庫のシャッターの修繕をお願いするものでございます。また、委託料につきましては、これは県道小林館ノ川、県管理の県道でございますが、これ、歩く県道ということで除草作業を県から町を経て布沢区に委託するものでございますが、今回、2万4,000円の増額によりまして精算をさせていただくものでございます。次の4目、道路新設改良費でございますが、工事請負費としまして町道改良工事1,000万をお願いしてございます。これはあの、歳入でもご説明あったかと思いますが、緊急自然災害防止対策事業債の内示を受けまして、蒲生北山線の一部法面の崩落によります擁壁工を発注して、繰越を予定して発注をするものでございます。

25ページの橋梁維持費でございますが、これは財源の振替となっております。

また、河川費であります。河川費につきましても工事請負費で4,400万9,000円をお願いしております。これも道路工事費と同様に緊急時自然災害防止対策事業債の内示を受けまして、前倒し発注をして繰越をする予定でございます。箇所につきましては黒沢沢川、倉谷川の護岸補修工事を予定してございます。

次、住宅管理費でございます。修繕料につきましては、沖下団地の給湯器ほか、修繕を予定してございます。また、工事請負費につきましては退去修繕等の予定をしてございます。

続いて、26ページでございますが、集会施設整備費であります。まず委託料でございますが、集会施設の工事管理の業務委託ということで、これは檜戸集会施設、この後、工事請負費で工事費をお願いするものでございますが、ここでは管理の委託をお願いするものでございます。工事請負費につきましては既存の集会施設の改修工事の実施残、また新規の新築工事ということで6,000万円。これは檜戸の集会施設の工事を設計がまとまりましたの

で発注をして、繰越をし、令和3年度に施工というふうに考えてございます。16の公有財産購入費であります。檜戸集会所施設用地に係ります用買費をお願いしてございます。備品購入費についても檜戸集会所施設の備品購入費をお願いしてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 26ページ下段であります。非常備消防総務費であります。37万5,000円をお願いしております。職員手当並びに共済費につきましては給与改定によります減額補正をお願いしてございまして、修繕料50万円につきましては小型動力ポンプ等の修繕費、不足が想定されておりますのでお願いするものであります。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 27ページになります。教育総務費の事務局費。職員手当、共済費につきましては給与改定等に伴う補正となっております。

奥会津学習センター費の工事請負費ですが、男子浴室修繕の完了に伴う不用残の減額です。

小学校、学校管理費、修繕料ですが、これから冬期間分の修繕の不足が見込まれますので50万円の増額をお願いしております。工事請負費。只見小学校体育館の改修工事。それから明和小学校体育館の修繕工事。いずれも不用残見込みとしての減額です。それから学校管理備品。こちら不用残の減額ということで、主に空気清浄機の不用残となっております。28ページにまいりまして、小学校の教育振興費。施設等の入場料。それから教材備品。こちらについては不用残の減額となっております。

中学校の学校管理費の備品購入費。学校管理備品120万7,000円の減額。こちらも主に空気清浄機の減額となっております。

社会教育費、社会教育総務費でございますが、負担金については諸々の管理、実際、活動できなかったことによって減額となっております。町文化祭の補助金につきましては、中止しましたので、その減額と。29ページにいきまして町文化協会の育成補助金。一部事業中止によります、その分の減額となっております。放課後児童対策費につきましては、不用残の減額ということで1万円と10万円、それぞれお願いをしております。文化財保護費にまいりまして、需要費、印刷製本費につきましては、事業完了による不用残の減額となっております。光熱水費22万6,000円と増額になっておりますが、叶津の旧長谷部家住宅、町取得しまして、その維持管理に係る分の光熱水費の増額をお願いしております。委託料

ですが、遺跡測量委託料、それから民具収蔵庫の外構工事の実施設計委託料。こちらにつきましては不用見込みの減額となっております。集落排水使用料。こちらも旧長谷部家住宅の維持管理に伴うものとなっております。民具収蔵庫新築工事の減額につきましては不用見込みの減額と。原材料費につきましても同様に減額でございます。公有財産購入費。旧長谷部家建物購入費300万円の減額となっております。

30ページにまいりまして、保健体育費。体育施設費ですが、こちらは町民プール。新型コロナの関係で開設を見送りました。そういった関係で非常勤職員報酬の減額。また、それに伴う費用弁償の減額となっております。工事請負費。施設の維持補修工事。それから町下広場電気設備の改修工事。いずれも事業完了による不用残の減額となっております。給食センター費、維持補修工事11万円の減額。こちらも照明設備の改修工事完了に伴う減額となっております。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 30ページ下段であります。款の13、予備費であります。今回の補正予算第10号でありますけれども、予備費1,241万9,000円の減額で調整をさせていただきます。

31ページからは給与費明細になってございますのでご覧をいただきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 20ページ、予防費の中の委託料。新型コロナウイルスワクチン接種クーポン発行業務委託料関係でお伺いします。それで、今、厚労省のほうでワクチンができたなら、どういった方を優先にして接種するかということで、基礎疾患をお持ちの方とか、高齢者の方とか、そういった方を優先にしようというふうな素案がとりまとめられているとは思いますが、当町において、例えば、じゃあ、どういった人を優先にするのかとか、そういうのは厚労省の指示が出るまでお待ちなのか。当町独自にお考えであるのか。そういったことと、あと全国的にワクチンができた場合に、当町とか福島県が受けられるようになるのには、国の基準とか、そういったものがあるんでしょうか。例えば、一番感染者が多い

ところが最優先になるとか、例えば県内においてみれば、感染者の多い都市部が優先になるのかとか、そういった指針はもう示されているのでしょうか。その点お伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） ワクチンの接種に関する、優先接種に関するご質問でございます。まだ正式に国の決定をされておきませんが、本日の新聞報道によりますと、政府方針という形で優先順位を出されておきます報道があります。1番目は医療従事者。2番目が65歳以上の高齢者。3番目が基礎疾患のある方及び高齢者施設の従事者という方針でございます。町としましてもこの方針に基づきまして接種を行っていきたいというふうには、基本的には考えてございますが、あとそのワクチンの供給量等もいまだはっきりとは示せる状態にもなっていないということだと思っておりますが、そういったことも勘案して、この優先順位を基に接種をしていきたいということを考えておきます。2番目の感染拡大地域等への優先があるのかというようなお尋ねかと思っておりますが、基本的にそういったことでの振り分けは今のところされていないというふうに認識をしております。まだあの、自治体の説明も先週18日に行われたばかりということで、細かい点、まだ本当に詰められていないということもございまして、今後、国のほうの指針、指導等を注視しながら準備をしていきたいというふうに考えておきます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） 二つばかりお願いします。

今あの、鈴木君のほうからお話あった、これは早く対策してもらって良かったなというふうに思います。で、一つ、私わかんないんで聞きますけど、これ、なんか、ワクチンの保存がマイナス70度とか40度とかっていう話なんですけど、町の診療所にそういう冷凍庫みたいなやつ、あるのかどうか。これは入ってないみたいですけど、その辺どうされるのか、1点お聞きします。

それと、15ページのですね、これ、不採択になったという誘客多角化滞在コンテンツ造成実証事業ですか。こういうやつ、ちょっと予算残されて、また、なんか別の形でやられるのか、わかんないですけど、これ、非常に重要なことだと思うんで、いつまでもほら、コロ

ナに、コロナ、そのうち収束すると思うんですけど、収束した時点、それから289抜けた後の時点ですね、非常にこういうことが重要になってくると思うんです。だから、不採択になったということなんですけど、引き続き、こういう対策を考えていかれたほうがいいんじゃないかなというふうに思うものですから、この2点についてお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） まずあの、ワクチン保存するための冷凍庫、超低温冷凍庫ということでございます。これにつきましては、勿論、診療所、町内にはございません。国のほうで人口規模に応じて台数を割り当てるということで、当初、国で購入して、配送するというような話もありました。ちょっと今、はっきりしないんですけども、補助金によって町で購入して補助金を（聴き取り不能）というようなことも言われておりますが、ちょっとはっきり、現在決まっておられませんので予算のほうは計上してございませんが、また追って補正予算等をお願いすることになるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 15ページの誘客多角化等滞在コンテンツ造成実証事業の件でお質しがございました。議員おっしゃるとおりですね、この事業につきましては、ウィズコロナを見据えた、日本人に加えて訪日外国人を見据えた誘客の取り組みに繋げていきたいというようなことで、官公庁の事業の採択に向けて実施をしようとしたものでございますが、議員おっしゃるとおり不採択になったという内容で、時期も含めて、なかなか難しくなるということで、事業規模を見直して実施をするということになったわけです。内容としましては、もうすでに事業は実施をしております、11月13日から1泊2日で在留の台湾の方をお迎えして検証ツアーを実施をしたり、さらに、すでに台湾のほうに、その方がいわゆるインフルエンサーといいますか、そういう、世の中にこう、SNSを発信して人を動かせるような、そういった人物なんですけれども、そのSNSを見たことによるアンケート調査も台湾で実施を今しております、500通ほど集まって、それを今、業者さんに分析をしていただきながらですね、今後のウィズコロナに向けた新たな取り組みをしっかりとやっていこうということで今実施をしております。併せて、町の総合パンフレットにつきましても、今まで日本語版のみだったんですけれども、英語版と併せて台湾人が、台湾、なんとか語ってあるんですけど、そのものも含めてですね、デジタル的に見ていただけるような形で進めておるわけです。そういった様々なコンテンツを確認しながらですね、今後どういった誘客

が進められるかというものを併せてしっかりと分析をしてですね、今後に繋げていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） いいですか。

ほかにございませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） いくつかあるんですが、先ほど11番議員のほうからあった、この

○議長（大塚純一郎君） ページ数お願いします。

○8番（山岸国夫君） 20ページの、予防費。保健衛生費、予防費の新型コロナウイルスワクチン接種状況入力業務197万9,000円ありますが、これはあの、実際の委託になっているんですが、この辺のセキュリティーの関係はどうなるのかと。で、先ほどの答弁でもありましたように、例えば摂取できるようになった場合、高齢者、それから基礎疾患ある人だとか、いろいろ、これはクーポンの発行の絡みも出てくると思うんですが、そうするとかなり個人情報はその中には含まれてくるという絡みもありますので、その辺の、この委託になっているんで、その形態がどのようになるのかと。要するに安全面ですよ。セキュリティー面が一番心配なんで、それが1点。いくつかありますので。

それと、歳入のところの、ページ8ページで、檜戸の集会所、分担金のところ。440万。これは、大体1戸あたりどのぐらいの負担金になるのか。それと、檜戸区のほうとは、もう調整済みなのか。その辺をお願いしたいと。

それから、細かいことにもなるんですが、13ページと20ページで勤勉手当の減額が出てます。この中身について、勤勉手当の減額の中身について教えていただきたいと思います。

それから、教育費の27ページの小学校費の17の備品購入費の学校管理費。これは先ほどの説明だと空気清浄機ということでありました。同じ28ページにも学校管理費、中学校費の学校管理費の減額あります。これは空気清浄機の減額だということ、わかれば、大体どのぐらいの金額の機種を何台買って、それがこの間どのように各教室で使用されてきたのか。効果までわかればお願いしたいと思うんですが。

以上、お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） まず1点目の委託料に係るセキュリティー、安全面のご質問でございます。勿論あの、委託に関しましては業者委託、システムを開発した部分もござい

ますので、そういったところへの委託を今、想定してございますが、個人情報保護条例等に沿った内容で契約書の中にそういった面も含めて、個人情報等の漏洩等ないような形での委託をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 続いて、どちらからいきますか。

教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 小学校費、中学校費の備品購入費の減額でございますが、導入を予定しましたのは、各普通教室に1台ずつということになりますので、小学校ですと6台。中学校だと4クラスありますので4台。その4校分というような内容になっております。1台あたりについては20から30万の間ぐらいのものになっておりまして、今回、予算減額をしましたが、全国的に空気清浄機の需要が高まっておりまして、入札を10月の頭に実施をしたんですが、いまだ納品にはなっておりません。業者さんのほうからは、うまくいつて年内、場合によっては年を越えそうだといったようなメーカーからの回答があったということで、今現在入っておりませんので、納品になるのは年明け後となる見込みでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 檜戸集会施設の分担金のご質問でございますが、本分担金につきましては、分担金の徴収条例等に基づきまして、1戸あたり平均の均等割が4万円という金額がありまして、それ以降につきましては事業費割ということでの規則に則った金額での算出によって出されてございます。また、この負担金につきましては檜戸集落と協議のうえ合意されておりますので事業実施に向けて進めるものでございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 勤勉手当の減額についてのお質しであります。説明が丁寧でなくて申し訳ありませんでした。一般管理費において、今年度、任期付職員等々、採用したいということで募集をしてございました。しかしながら、採用が適わなかったということで、その方に係る部分を減額したということでもあります。20ページの減額につきましては、職員の移動と申しますか、他会計等々でみる部分、職員の移動の補正をしておりましたので、その分に係る分の減額であります。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 先ほどの教育の備品の関係なのですが、これ、発注して、納品は年明け後ということで、これはあれですか。もう発注はしてて、既に入札の金額も全部決まっています、不用額の減額というふうに理解してよろしいのかどうか。再度お願いしたいことと、それと追加でもう1点質問します。

15ページ、朝日振興センター、それから明和振興センターで、これ非常勤職員の報酬がそれぞれ減額になっております。先ほどの説明だと、朝日振興センターで1名分の任用職員が採用できなくて減額ということでした。で、私はこの金額よりも、実際にこの振興センターの役割、いわゆる町民とタイアップして生きがいある町づくりを進める。その最先端になっていくのが振興センターの役割だというふうに位置づけられているというふうに思っておりますが、そういう点で、ここ、2名いないと。で、9月の決算の時もあれだったんですが、職員が定数よりも少ない状況できているという状況の中で、いわゆる必要とする職員が補充できないまま、推移してきているというのは町民にとっても非常に残念な状況に置かれるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺の採用と、努力課題というんですか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 小学校費、中学校費の備品購入費、空気清浄機の減額であります。入札を行いまして、納品のための契約書を取り交わしております。で、いまだ納品にはなっておりませんが、この事業、財源に地方創生臨時交付金使っておりますので、そういった関係で国の三次補正に向けて不用のその財源をつけておくと、別の事業実施に影響が出るということがありましたので、納品前ではありましたが、金額が確定しておりましたので、今般減額をお願いしたところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長。

○振興センター長（梁取洋一君） 会計年度任用職員につきましては、平成26年の頃までは、1名、外部の集落の巡回等の業務を行っていた経過がございます。今般、コロナウイルスの蔓延等防止している中で巡回等もできず、今後も難しいということで今年度分は予算の計上を落としました。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

8番、山岸国夫君。

賛成討論、反対討論。

○8番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（大塚純一郎君） 反対討論。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 8番、山岸です。

反対討論を行います。

この補正予算の中身については、町民生活にとっても必要なものがあるというのは十分私も理解できます。しかしながら、11月の会議で提案された議案101号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例では人事院勧告に基づき職員の期末手当が引き下げられるという決定となりました。この条例には私は反対をしております。概算で、その時の反対の趣旨を申しますと、職員の給与の拠り所は人事院勧告のみであるということ。消費税も10パーセントに引き上げられたもとの、家計、そして可処分所得が減ってきているということ。職員の生活も大変になってきているということ。賃金格差もあって、また日本全体でも貧富の格差もあり、また男女間による賃金の格差もある。地域間格差も2.4倍になっているというもとの公務員の引き下げという点では、日本全体の労働者の賃金に大きな影響を与える。民間との比較だけで公務員の給与を引き上げる保証はありません。賃下げそのものが自治体労働者の生活の破壊にも繋がってくるんじゃないかということも懸念いたします。そして、民間の賃金の引き下げと相まって日本の労働条件の全体を引き下げる作用をこれは果たしてまいります。労働基本権と労働条件の向上に反するという、以上の点で私は11月会議で反対をしました。実際にこの提案されている補正予算の中身では、これが実際の金額として計上されております。町民に必要な中身も含めて一括して計上されておりますので、私はこの職員の期末手当の部分についてのみ反対だけしたいんですが、全体一括ですので、この議案

に対して反対をせざるを得ませんので、これで反対討論といたします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第111号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第111号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第10号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

（午後3時07分）